

平成 24 年議会報告会

御意見等及びこれに対する回答集

笠 岡 市 議 会

～ 索 引 ～

地域名	該当ページ
笠岡	5, 7, 10, 21, 49, 54, 60, 79, 81, 82, 83
番町	7, 12, 16, 17, 77
金浦	7, 36, 47, 48, 54, 57, 60
今井	12, 36, 39, 40
城見	5, 7, 14, 54, 62, 75, 76
陶山	4, 5, 10, 12, 30, 47, 64, 68, 79, 82, 84, 85, 86, 87
大井	5, 38, 70, 71, 89, 90, 91
吉田	4, 5, 7, 10, 54, 57, 58, 59, 75
新山	7, 17, 77, 78
大島	5, 8, 12, 24, 34, 36, 43, 47, 51, 52, 57
横江・美の浜	5, 10, 11, 12, 48, 54, 61
新横島・緑町	5, 10, 12, 22, 23, 24, 28, 29, 47, 49, 50, 54, 57, 67, 84
神島	41, 43, 44, 72, 73, 74
高島	7, 10, 15, 31, 32, 69, 89
飛島	2, 3, 46, 54, 56, 74
神島外浦	5, 7, 10, 22, 23, 50, 54, 88
北川	20, 21, 41, 42, 57, 66, 80
白石島	14, 15, 16, 63, 64, 76, 81
北木島	7, 12, 18, 19, 20, 60, 65, 79
真鍋島	1, 8, 33, 51, 65
六島	1, 45, 53, 54, 73

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.01

【御意見等の内容】

「航路料金等について」

- ① 子どもが3人いる。家族で5人が笠岡まで行くのに大人1,220円必要。子ども3人連れていくと往復9,760円かかる。大きな負担だ。何とか考えてほしい。
- ② 島民として船代を安く，スピードの速い船，船便を多くしてほしい。

(①六島，②真鍋島 地区)

【回答】

- ① 運賃については，運行事業者が原価計算に基づき採算性を考慮して適正な価格を設定し，運輸局の認可を得るものです。
笠岡～飛島～六島航路は，国庫補助航路であることから，補助制度の趣旨に鑑み，適正な運賃設定が必要となるものです。
切実な御意見とは思いますが，航路維持については，国・市等で相応の補助金を出しているところです。また，航路維持上は相応の御負担もお願いしたいと思えます。
- ② 運賃については，①のとおりです。
船のスピードについては，高速船になれば相応の運賃となります。執行部に確認したところ，地元要望として，高速船から普通船への切替えを望む声も多かったとのことでした。
船便の増加については，平成23年から24年にかけて，島嶼部の御理解を得ながら実施に至ったところであり，赤字の拡大・補助金の増加に繋がりますので，困難であると考えます。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.02

【御意見等の内容】

「緊急時の行政対応について（崖崩れ等）」

集落は6つあるが実際に住んでいるのは79人。60歳以下は男4人だけ。東日本大震災のように災害が来たら何もできない。先日の大雨の時も崖崩れに対し市の対応は冷たかった。現状に不安，心配がある。

過去には，災害の恐れがある場合，行政関係の方が滞在したこともある。

(飛島 地区)

【回答】

東日本大震災を教訓として，災害に対する積極的な情報収集及び日頃からの備えについては，今や万人が共通の理解をし，またそれぞれに実施されているところだと思います。

本市においては，事前に把握できる災害（台風等）に対し，气象台などからの情報を基に緊急危機管理会議を開き，できるだけ早期に警戒体制を組織したり，状況によっては，各島へ職員を派遣したりして，情報の収集や伝達を図るなどの対応が行われています。

また，市では，いつ，どこで発生するか分からない災害に対して，各家庭における日頃からの備え（自助），地域における助け合い（共助）の理念に基づき，それぞれの立場における「防災の第1歩」を踏み出すことこそ，被害を最小限にとどめる「減災」に繋がる第1歩として捉え，地域密着型訓練が推進されています。

このような機会を活用いただくとともに自主防災組織や行政協力委員等と連絡を密にし，事前の災害対策を市とともに考えていっていただきたいと思います。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.03

【御意見等の内容】

「緊急時の連絡先について」

市の連絡員もいない。個人情報の問題もあるが連絡員がいると安心。島内交通の運転手も高齢化している。

過去には，災害の虞がある場合，行政関係の方が滞在したこともある。

(飛島 地区)

【回答】

緊急時には，まず，内容により消防「119」又は警察「110」へ連絡してください。

市では，事前把握できる災害（台風等）に対して，気象台などからの情報を基に緊急危機管理会議を開き，早期警戒体制の設置，各島への職員派遣などにより，情報の収集や伝達を図るなどの対応が行われていますが，電話不通の場合には，消防団員・自主防災会員・行政協力委員等，地元各種団体の方に連絡してください。

(総務文教委員会) No.04

【御意見等の内容】

「船舶の大型化について」

波が荒い飛島に三洋汽船が一番小さい船を就航させている。考えてほしい。

(飛島 地区)

【回答】

持続可能な航路運営を行うため，航路の統合により，1船での効率的な運航が行われているところではあります。

また，国庫補助航路であることから，収益性が下がるような運用は困難であると考えます。誠に申し訳ありませんが，現状維持でお願いしたいと思っております。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.05

【御意見等の内容】

「空家対策について」

- ① 崩れかけた空家に困っている。持ち主と連絡がとれない問題がある。市として対応できないか。
- ② 9月一般質問の樋之津議員の空家対策とは，どのような内容なのか。

(①吉田，②陶山 地区)

【回答】

- ① 住宅は個人の財産であり，行政が関与することは難しいため，所有者にはまず地元から連絡を取っていただくように，市ではお願いをしています。地元で所有者の連絡先が分からない物件について，市道等の公共施設に隣接している場合を原則として，市で所有者等を調査し，文書で適正な管理をお願いしているのが現状です。
一方，市では，「老朽危険家屋対策チーム」を組織し，空き家の適正管理について，所有者等が不明な場合や緊急を要する場合の対応など，条例制定を含めた検討が進められています。
- ② 居住しておらず老朽化が激しく通行者等に危険な家屋を行政主導で取り壊すという内容でした。

【御意見等の内容】

「干拓負担金について（未収金）」

- ① 干拓地負担金とは何か。どうなっているのか。
- ② 国営干拓事業負担金について，負担金の内容は？
- ③ 市の購入土地代金は単年度でどのくらい支払っているのか？
- ④ 土地購入代金償還後の償還金額の用途は？
- ⑤ 干拓の未済金額が膨らんでいるのは，どうなっているのか？
取立てはできないのか，対応が甘いのではないか。
未払業者の名前を公表し，議会でも催促できないのか？
- ⑥ 干拓の未収金に関しては，4 億円弱という大きな金額で一般会計金額に対しても大きな比率で，市の立替払いという約束が国となされているのであれば，市は対策を考えるべきではないか？例えばその土地を市がもっと高い金額で借り上げるとか，もう少し工夫があってもよいのではないか？
執行状況の経過報告をすべきということを意見する。
- ⑦ 干拓の未収入金 3 億 9,500 万円とは。
- ⑧ 干拓の未収入金 3 億 9,500 万円とは。
- ⑨ 干拓の未収入金 3 億 9,500 万円とは。
- ⑩ 干拓の未収入金 3 億 9,500 万円とは。
- ⑪ 笠岡干拓事業負担金 3 億 9,500 万円の収入未済額とあるがどういうことか。
- ⑫ 国営干拓地未収納額 3 億 9,500 万円とあるがどういうことか。

(①吉田，②③④横江・美の浜，⑤⑥城見，⑦笠岡，⑧新横島・緑町，⑨陶山，⑩神島外浦，⑪大島，⑫大井 地区)

【回答】

- ① 土地購入費が未払いになっており，市が立て替えています。競売，転売など努力していますが，未納者の事情に合わせて対応しています。
- ② 国営干拓土地購入の代金支払いは 20 年の年分割払いとなっていますが，未済金があり，それを市が肩代わりして払うことになっています。
- ③ 購入は開発公社で行っており，干拓内の土地については H26 年度で償還が完了します。分担比率は市が 3 分の 1，県が 3 分の 2 で 2.8 億円です。

(笠岡湾干拓粗飼料基地について)

笠岡市購入金額	-----	4,505,405,104 円
毎年度支払い金額	-----	185,826,264 円
24 年度以降残額	-----	557,478,792 円
支払い期間	-----	H2 年～H26 年
残り期間	-----	3 年

意見，要望，提言等整理票

※ 租飼料生産基地の面積合計 3,806,022 m²，380ha

持分 ----- 県 2/3 市 1/3

- ④ 償還後の 2.8 億円の用途は未定で，今後の検討課題です。
- ⑤ 議会としても認識しています。未収金の収納促進を市に対し強く申し入れています。事業者名は個人情報などの問題から公表はされません。
催促に関しては，議会には執行権がないので執行部に強く要請をしているところです。
- ⑥ 議会も皆さんと同じ立場であり，代弁者として努力します。市側も個別に状況を把握しつつ，収納対策に力を入れています。
決算審議の中で議会として強く要望しています。
このたびの報告会での御意見を今後の議会活動の参考にさせていただきます。
- ⑦ 入植者の負担金は毎年割賦等で返済されていますが，入植者の各種事情で返済が滞っている金額です。返済不能状態の入植者に転売を求めているケースもありますが，競売にかけると簿価を割り込み損も出るので困難なところです。
また，この負担金は笠岡市が一旦立て替えて国に返済しており，入植者から返済された金額との差です。
- ⑧ ⑦と同様です。
- ⑨ ⑦と同様です。
- ⑩ ⑦と同様です。
- ⑪ 干拓入植者が支払わなければなりません，何らかの理由で支払いが滞っているので笠岡市で国へ立て替えて支払っています。入植者へは納入督促しています。
- ⑫ ⑪と同様です。

【御意見等の内容】

「協働のまちづくりについて」

- ① 各地区で事情も規模も違うのにまちづくり協議会はこれからどう育てていこうとしているのか。
- ② まちづくり協議会からの要望，意見を受け付ける窓口を一本化してもらいたい。消火栓を作るための水道管工事を相談したら，水道局，消防署，建設などたらいまわしにあった。スピーディな対応を願う。
- ③ これは執行部から下ろされたものか，地域自治という観点から行われているものなのか？
この協議会は何を目的としているのか，何がターゲットなのか？
地域は毎日の生計を立てるために精一杯である。協議会といってもできることには限界がある。もう少し的を絞った指導が必要ではないか。
この指揮命令系統は何処にあるのか？
地域には様々な自治組織があり，その上にこの協議会がかぶさることは非常に煩雑であり，負担だ。中身をもっと仕分けして取捨選択すべきではないか？
- ④ まちづくり協議会が地区によって被っていたり，複雑でハッキリしない。
市の担当職員の協議会への関わりがよく分からないが？
市の担当職員がもっと分かり易く指導して欲しい。
- ⑤ まちづくり協議会について，各種団体の役割，スタート時点で番町が分割された（東公民館エリア）区分けについて“いびつ”で複雑化しているので明確化をお願いする。
- ⑥ 行政協力委員と，まちづくり協議会は重複かつ複雑で経費のムダもあり一本化すべきではないか？
まちづくり協議会は当初の姿が変質してきているのではないか？
市側の人事異動によって担当職員も含めて前任者との対応に差が出てきているが。
- ⑦ まちづくり協議会について，現状から将来像にビジョンが見えない。
予算付けはいくらくらいなのか，執行部のちゃんとした説明がなくハッキリしないまま予算付けしているが交付金目的の活動になったりするのではないか？
ともかくハッキリしたビジョンが分からない。
- ⑧ まちづくりについて分かり易く説明していただきたい。
- ⑨ まちづくり協議会について，住民の参加意識が低く困っていて苦労している。まちづくり担当職員の強化をお願いしたい。
- ⑩ 神島外浦のまちづくり協議会の具体的活動はどのようになっているのか。
- ⑪ まちづくり協議会について9月議会で4～5名が質問されていたが，議会として温度差があるように思われる。大きい所はよいが，高島みたいに小さい所の運営は大変である。
- ⑫ まちづくり協議会がスタートし費用対効果から見て，高島は小回りがきき良い面も多い。イベント等方向性もしっかり持った活動としてほしい。

意見，要望，提言等整理票

- ⑬ まちづくり協議会のあり方についてボランティア，地域振興に濃淡がある。色々な研究が必要。専門分野の人々の対応が必要と思うが行政との関わり等今後どのようにしていくのか。
- ⑭ まちづくり協議会について執行部，議会議員の温度差があるように思える。公共交通等有り方についても真剣に取り組んでほしい。
- ⑮ まちづくり協議会の拠点づくりについて笠岡等大きい所はあるが，大島は拠点が無い。J A笠岡南支店等跡地がある。各地区での拠点造りに対応してほしい。

(①吉田，②金浦，③城見，④⑤番町，⑥⑦新山，⑧北木島，⑨笠岡，⑩神島外浦，⑪⑫高島，⑬真鍋島，⑭⑮大島 地区)

【回答】

- ① 貴重な御意見として承っておきます。
- ② 執行部に確認したところ，今回の事案は，関係各課の連携不足と思われる，今後そのようなことのないよう，複数の課にまたがるまちづくり協議会からの要望については，当面，協働のまちづくり課が窓口になり調整する，との回答を得ました。
- ③ まちづくり協議会の基本となるものは，活力と持続性のある地域自治です。行政任せではなく，その地域としての様々な分野での考えを意志として反映させるためです。将来においては高齢化率が40パーセントを超えるなど，また財政面からの厳しい状況が予想されます。そのためにも地域が主体性を持ち対処しうる持続性ある体力をつけるためでもあります。いわゆるトップダウンからボトムアップで地域コミュニティ自治を目指すものです。
- ・ 指揮命令系統は協働のものという性格から基本的にはないとされています。役所は事務局的立場と認識しています。
 - ・ 各既存の自治会と重複部分を整理するなど，組織の中身についてもこれから要望や意見を取り入れながら，執行部に提案していきたいと考えます。
 - ・ 縦割りの行政を横のつながりを促進することにより，より円滑に持続可能な地域行政を目指すというのが趣旨です。
 - ・ 総務文教委員会の要望は，今年4月に立ち上げた協議会であるが，地域によって差があるので，理解や認識が行き渡るよう，市の担当職員を育成し取り組むよう議会要望事項としています。皆さんの意見を生かし行政に提言していきたいと考えます。
- ④ 今後執行部に要請します。議会としては担当職員の指導も含めて申入れしています。執行部としては各種団体との“いびつ”解消に向けて調整すると聞いています。協議会の位置付けについての御意見をお聞きしたいと思います。
- 今日の報告会に市の担当職員が来ていないが，他の地区では出席されていました。
- ⑤ 地域内の各種団体にはそれぞれの団体設立の趣旨があるので，その趣旨に従って今までどおり活動していただいています。まちづくり協議会の役割のひとつは，こうした地域の各種団体の横の連携や活動支援であり，それにより，より効果的な事業を進めることができ，より住み良い地域を作ることができるとされています。
- まちづくり協議会の区分け検討の経過を執行部に確認したところ，小学校区を基本にしつつ，中央小学校区については広範囲で世帯数も多く，活動しやすいエリア，市内全域の

意見，要望，提言等整理票

バランスを考え、行政協力委員長の管轄するエリアとした、とのことでした。なお、協議会の地域（区分け）は、今後該当する地区協議会の状況をお聞きしながら、協議会のスムーズな運営ができるよう一緒に考えていきたい、との回答もありました。

- ⑥ 協議会と各種団体との間での問題があることは、他地域でも指摘されています。

現行の自治組織との関係性を把握し協議会構成団体としてのあるべき姿の明確化を図るよう、また、地域担当職員の関わり方について、しっかりと職員を育成されたい、と議会要望事項として申し入れています。

- ⑦ 平成 24 年度では六千数百万円の予算が付いています。同じ趣旨の質問は他の地域でも受けています。議会としても要望事項として申し入れています。

- ⑧ 島の皆さんは近所・地区で助け合いながら住まれているので大丈夫と思いますが、市街地等はこのあたりが希薄になっています。

老人・働く人・子供達が、この地区をもっと住みやすい地域にして行くために、話し合いながら課題を出し、それを解決していくことです。課題は地域でできることは地域で行ない、行政に支援を依頼することは依頼し、今以上に住みよい地域を築くことです。

- ⑨ 今年度一斉にスタートとしたところであり、議員各人の思いも異なっているのが現状ですが、短期的にまちづくりを行なうには無理があると思われるので、長期的視点に立って取り組んだらいかがでしょうか。

- ・ 担当職員の関わりについては、議会としても問題視しているところでありますので、このたび、助言・指導ができるよう要請したところです。

- ⑩ （神外まちづくり協議会長から御回答。）

- ⑪ まちづくり協議会は 4 月 1 日にスタートし市内 24 か所、会長さんは決まったが内容の周知、事業等は統一されていません。また、地域担当職員もまだ方向性が今一步であり、あるべき姿になるのは、5～10 年程度掛かるものと考えます。

- ⑫ 市として、事業費 6,000 万円を計上し各々活動費として補助していますが、有効活用を図って参ります。

- ⑬ 市内全体として、まだ共同歩調が取れていない部分があります。方向性等同一歩調が取れるようにしていきたいと考えます。

- ⑭ 色々の地域の課題、解決に向けて 24 地区で取り組んでいます。24 のまちづくりも拠点の整備、地域担当職員の関わり、行政との関わりもしっかりメリハリをつけて取り組んでいく考えです。

- ⑮ まちづくり協議会については地域担当職員にも温度差があります。どの地域、地区でも意見、方法の統一化を図っていきたいと考えます。

【御意見等の内容】

「路線バスについて」

- ① 尾坂地区は通学バスがある。4月以降も続けてほしい。
 - ② 井笠鉄道についての現状と来年4月以降の対応について、井原市ではいち早く各施設や設備を購入しているが笠岡市は財政が苦しくできないのか？
 - ③ 井笠バスの路線廃止及び経営破綻であるが、行政も補助金を出している以上、経営状況をチェックすべきであり、もっと以前に経営難を把握できたはず。
 - ④ 公共交通のバス路線であるが、元のダイヤに戻してもらいたい。
 - ⑤ 高齢化により更に買物難民が増してくる、公共交通の整備をお願いする。
 - ⑥ 今後の公共交通のバス路線について。(どこも請け負う企業はないと思うが。)
 - ⑦ 今後の公共交通のバス路線はどのように考えているのか。
 - ⑧ 井笠バスが破綻したが、海上・陸上での公共交通について今後のあり方をどのように思うのか。人口減少している海上交通でも考えてほしい。
- (①吉田，②横江・美の浜，③笠岡，④⑤新横島・緑町，⑥陶山，⑦神島外浦，⑧高島 地区)

【回答】

- ① スクールバス優先と市長も議会も考えています。4月以降は相手業者との話もあるので、ここでは、確定的なことは言えませんが、確保できる見通しです。
- ② 現状においては、その後対策協議会から結論が出ていないので新聞報道のとおりです。笠岡市は施設、設備などについては平成25年3月末まではリースで対応すると聞いています。
突然のことで緊急を要することから議会としてもそれを了承しています。
随時早めの情報提供を要請しています。
また、スクールバスに関しては必ず確保すると聞いています。
対策協議会の決定を待って議会として対処したいと考えます。
- ③ 市は8月頃、経営難状態を把握(先方の申し出)したようであり、それに対して一時的に補助金を出して現在に至ったところです。
全国の市町村の路線バスの90パーセントが赤字経営と言われていています。御意見の、会計監査の方法については、執行部に申し伝えたところ、執行部としても、毎年度、運行の結果について、事業者から報告を受け、その内容を評価するなど、関係市町とも連携して適切な仕組みを構築したいという意向でした。
- ④ 現在の路線バスの乗車率は高いとは言えません。今回の暫定路線についても乗降実績を見ながら判断したものだと思っています。
- ⑤ 来年4月以降については、全地区・市民全員の要望を叶うようにするのは難しいと思われませんが、執行部には意見として伝えます。
議会としても空白地域が発生しないように協議しているところです。
この度の暫定運行で、一部の方には通勤に困られていることも承知していますが、来年4

意見，要望，提言等整理票

月以降は通学等については，大きな問題は出ないようになると思われま

- ⑥ 国内の路線バス事業の 90 パーセントは赤字経営で，補助金なしでは運営ができない状況と把握しています。

今後については，どのような形態になるか執行部等で検討していますが，議会としては，空白地帯が発生しないよう協議していきます。

- ⑦ 議会としても空白地域が発生しないように協議していきたいと考えます。

この度の暫定運行については通勤で利用されていた方が大変苦勞されていることは承知していますが，通学等については大きな問題は出ないようになると思われま

ただし，全員の要望を叶うようにするのは困難と思われま

- ⑧ 海上交通に関しては，昨年 3 社が統合されて 1 社で運用されています。

路線バスについては，平成 24 年 11 月から福山の中国バスにより代替運行されています。平成 25 年 4 月以降は，実態を検証しながら，よりよい公共交通のあり方を検討・実施するよう，議会として申し入れます。

(総務文教委員会) No. 09

【御意見等の内容】

「路線バス廃止に伴う定期券の 2 分の 1 負担について」

学生利用者に負担が掛かることは極めて遺憾である。

一方，井笠鉄道グループとして関連会社がいくつもあるのに 2 分の 1 の負担金を市の税金で賄うというのは倫理的にどうか？

(横江・美の浜 地区)

【回答】

定期購入 2 分の 1 負担金と井笠鉄道の対応については，一企業の対応に関するものであり，議会として関与することはできません。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.10

【御意見等の内容】

「海拔シートについて」

- ① 補正予算で475万円となっているが、美の浜地区だけでも70か所では足りず100枚以上を必要としている。
市全体では、どの位の枚数を予定しているのか、足りないのではないかと？
この地区は低い地盤で特に住民の間で津波など防災に不安がある。
防災に関わるものであれば、予算よりも人命を最優先すべきではないかと？
- ② 防災の海拔表示シートについて、海拔とは？表示は何を基準にしているのか？
 - ・ 現実には以前に発表された数字を越える潮位もあった。単なる海拔表示では逆効果になる虞もあるのではないかと？
 - ・ 予算額475万円はシートの設置だけで、その市民への告知等の費用は入っているのか？
 - ・ 海拔表示が意味するところは、それによって市民にどのような影響があるのかという内容説明が必要だ。一般市民が理解できる説明をすべきだ。
- ③ 海拔シートとはどのようなものか。
- ④ 海拔シートの予算内訳を聞きたい
- ⑤ 海拔シートの予算内訳を聞きたい
- ⑥ 海拔シート設置は決まっているが備前、玉野市はいち早く取り組んでいるが笠岡は遅い。
危機管理室は何をしているか。議会も含めて対応が遅い。
- ⑦ 安全防災について、9月補正予算の中で海拔シート設置費475万円計上されているが、取付けはいつまでにできるのか。また、設置場所はどこにするか。

(①横江・美の浜，②番町，③北木島，④新横島・緑町，⑤陶山，⑥大島，⑦今井 地区)

【回答】

- ① 海拔シートは、津波襲来等の危険性が高まった場合に、有効な避難を行うための目安として設置されるものです。これを市内各所へ設置することで、平素から、各地区における防災意識の高揚を図るとともに、実情に即した避難訓練の実施を促進することで、被害を最小限にとどめるという考え方のもと、島嶼部及び沿岸部、並びに津波被害が予想される地区などで、約400枚の設置が予定されています。その内訳は、
 - ・ 各自主防災組織にお願いし、要望を集約した結果、各地区の電柱に約300か所
 - ・ 指定避難所である公民館や学校、不特定多数の来訪者が予想される建物等の玄関、及びその付近に約100枚が予定されています。しかしながら、海拔シートは災害を防御するものではなく、また、直接、人命を保護するものでもありません。これを平素から目にさせていただくことで、津波などに対する注意を喚起するとともに、各家庭における防災計画の策定や日頃からの備えを進め、これらを、隣り近所や地域における取組へと発展させ、訓練を重ねていただくことによって、有事の際の迅速、的確な避難につなげることを目的としているものです。(執行部への照会結果で

意見，要望，提言等整理票

す。)

- ② 海拔とは、東京湾の平均海面（TP）を基準（±0）として、全国的な潮位を測ろうとするものです。国や県が公表する津波の高さや平均高といったものも、このTPを基準とした値ですので、今回笠岡市が表示する海拔シートもこれを基準としています。

例えば、現在、国の公表で笠岡市は4メートルの津波が来るとされておりますが、数字だけで言うと海拔2メートルというシートが貼られる所では、地面の上に2メートルの高さの津波が来ると考えて下さい。ただし、現実には、地形などの地域特性により遡上等も加味されるため、津波はより高いところまでのぼってくるおそれがあります。

予算は、シートを設置するための費用のみでの算出となっており、告知等の費用を含んでおりません。海拔表示シートもそうですが、広報誌やHPへの掲載、チラシなど、形あるものや見えるものだけでは人は動けないことは執行部においても承知されており、市民の方々への告知は、形にこだわらず、現在、各地区で展開されている「地域密着型訓練」等によって、地域の実情に合わせた防災教室、防災マップの作成、訓練などを実施することにより、防災意識の高揚と同時に、実践に即した周知を図ろうとされています。

- ③ 表示などの分かり易い説明を、と言う意見は他からも出ています。設置が終われば、執行部に各地域に分かり易い説明をするよう申し入れます。

- ・ 津波の影響が予測される地区に、この地点が海拔何メートルであるか表示するものです。市内に200か所程度と聞いていますし、北木島の自主防災組織からどこに付けるか市へ提示していると思われます。
- ・ 津波高とは、南海トラフ等の地震で津波が発生したときの最高の潮位高を示しており、津波自体の高さではありません。平成25年の4月以降に、各地域の影響度合い等を示すハザードマップが市から提示される予定です。

- ④ 9月補正予算は、当初予算の修正結果の合計です。当初の海拔シートの考え方に対して、自主防災組織の意見が受け入れられ、約200か所に付ける予算です。

- ⑤ ④と同様です。

- ⑥ 行政協力委員に対して各地区へ何枚必要か危機管理課で取りまとめをしています。笠岡東中脇、笠岡工業高校脇、国道2号線等へ設置しています。

- ⑦ 危機管理課で設置場所については各地区行政協力委員に依頼し、設置場所、枚数を調査中です。今年度中には設置する、できるとのことです。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.11

【御意見等の内容】

「公民館とまちづくり協議会の関係について」

地域の公民館活動とまちづくり協議会との住み分けは？

(城見 地区)

【回答】

公民館はまちづくり協議会を構成する団体のひとつです。地域内の各種団体については、それぞれの団体設立の趣旨がありますので、その趣旨に従って、今までどおり活動していただいています。まちづくり協議会の役割のひとつは、こうした地域の各種団体の横の連携や活動支援であり、それにより、より効果的な事業を進めることができ、より住み良い地域を作ることができるかとされています。

笠岡市の公民館は、これまで地域に根ざした各種事業に取り組み、非常に活発に活動していますので、まちづくり協議会が事業を進めていくうえで、公民館が行ってきた活動から得た情報や手法などを協議会の活動へ還元してもらい、一緒に地域づくりを進めていっていただきたいと思います。(執行部への照会結果です。)

(総務文教委員会) No.12

【御意見等の内容】

「離島振興計画について」

離島振興計画について、内容のチェックはどうしているのか？

(白石島 地区)

【回答】

離島振興委員会に報告があり、その中で行っています。離島振興法については、市議会議長会で残すよう国に要望しており、国は取りあえず残すようですが、離島振興の規準が変わっていくと思われれます。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.13

【御意見等の内容】

「離島の通学補助金について」

高校生の通学助成金について，一家において1人ならまだしも2人になれば，皆島から離れる現状である。

(白石島 地区)

【回答】

高校生の通学手段には，バス（笠岡～井原等）・電車・船舶等で相応の御負担がかかっていることは承知しており，2人同時期ならなおさらと思われます。

離島の通学助成については，離島以外の通学者との均衡など，整理すべき課題もあります。離島振興法の改正の趣旨を踏まえ，また，定住環境，教育環境など，多方面からの検討が必要と考えます。

(総務文教委員会) No.14

【御意見等の内容】

「ケーブルテレビについて」

- ① 島にはケーブルテレビがないので受信できるようにしてほしい。
- ② 島にはケーブルテレビがないので受信できるようにしてほしい。

(①白石島，②高島 地区)

【回答】

ケーブルテレビは民間事業者（第3セクター）の経営であり，多額の経費を要することから，自主的な整備は困難です。このため，補助金等による公的な支援が不可欠ですが，これも多額なものとなることから，実現に至っていないのが実情です。事業を前向きに推進するための，具体的な解決策は見出せていません。（執行部への照会結果です。）

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.15

【御意見等の内容】

「企業振興施策について」

現在白石中学校の生徒は11人となっている。教育力の低下にも繋がっていて若者の減少により活力が不足してきている。地元での就職など活力を取り戻すための施策はあるのか？

(白石島 地区)

【回答】

現在，市において各種の定住促進施策が実施されています。

また，まちづくり協議会によっては，地域で寺子屋的な子供の教育を計画されている所もあると聞きます。

(総務文教委員会) No.16

【御意見等の内容】

「笠岡市総合計画とまちづくりの関係について」

総合計画での理想のまちづくりとは？

(番町 地区)

【回答】

総合計画を基本にしながら，行政需要の変化に対応していくことが必要だと考えます。市民協働によるこのシステムがこれからの市政の基本となる，と市長の所信表明にもあるところです。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.17

【御意見等の内容】

「バイパスへの提言」

現在，笠岡バイパスの起点は里庄町であるが，ここに“ベイファーム”などの表示をしてPRしたらどうか。

(番町 地区)

【回答】

道の駅への案内看板については，現在岡山方面からの誘導について，国道2号線浜中交差点（里庄町）に1か所，次の県道47号線に3か所，以降道の駅までに各所に4か所設置しており問い合わせの際には，以上のルートでご案内をしています。

また，福山方面からにつきましても，国道2号線用之江交差点を起点に各所に看板を設置し道の駅への誘導をしています。（執行部への照会結果です。）

(総務文教委員会) No.18

【御意見等の内容】

「職員の不祥事について」

職員の不祥事について，事件後の推移と結果が分からない。

その後の決着が報告されていないが，損害，被害についてはどうなのか？

(新山 地区)

【回答】

市には専任弁護士もおり，一応の決着がついています。それぞれに賠償措置がとられていますが，当事者については完全に賠償弁済可能不可能は分かりませんが，本人は支払っているし「支払う」と言っていると聞きますので，議会としては，今のところこれ以上の法的措置を求めて介入する予定はありません。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.19

【御意見等の内容】

「産業振興策について」

北木島の産業の維持・発展はどのように考えているのか。

(北木島 地区)

【回答】

産業振興については、簡単にいく問題ではありませんが、北木島の例では、灰干のように地域の方が自ら工夫していくことが大切だと思います。行政が島へ産業を誘致することは、現実問題としては難しいのではないかと考えられます。

(総務文教委員会) No.20

【御意見等の内容】

「消防機庫の高潮対策について」

北木島の消防機庫が高潮で浸かったことがある。早急な対応を願う。

(北木島 地区)

【回答】

執行部に調査・検討を要請の結果、次のような回答を得ました。

北木島分団第1部消防機庫(大浦)は、昭和63年に建設の補強コンクリートブロック造瓦葺平屋建て 延面積66㎡と昭和47年に建設の木造平屋建て 延べ面積21㎡の2棟です。

消防本部としては、消防機庫の高台への移転も検討しましたがまだ新しいため、当面は、地元消防団員にお願いして、今後浸水の恐れのあるときは、機械器具等を早期に移動をしていただき、将来、消防機庫の建築する際に移転を考慮します、とのことでした。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.21

【御意見等の内容】

「備蓄庫の高潮対策について」

備蓄庫が高潮で浸かる寸前と思われる，他の候補場所の検討を願う。

(北木島 地区)

【回答】

執行部に調査・検討を要請の結果，次のような回答を得ました。

北木島の備蓄庫の管理は，担当課が直接実施できないので，以前から出張所勤務の職員及び地元自主防組織に依頼しています。備蓄庫をより有効に使用していただくためにも，依頼しております団体等と協議し，今後も必要に応じて改善したい，とのことでした。

(総務文教委員会) No.22

【御意見等の内容】

「りっこう 海岸出入口の板や扉の管理について」

高潮を防ぐ「陸閘（海岸出入口の板や扉）」の管理は誰がするのか。

(北木島 地区)

【回答】

陸閘の管理（異常高潮時などの開閉）については，笠岡消防署から地区消防団に管理をお願いしています。

なお，設備等を更新する場合は，設備の管理について地元と調整の上，実施するよう，執行部に対し申し伝えました。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.23

【御意見等の内容】

「消防団員活動について」

島の高齢化により消防団員も高齢者であり不安です。今後の改善策を検討していただきたい。

(北木島 地区)

【回答】

島嶼部消防団員の高齢化については議会としても理解しており，執行部に照会の結果，次のような回答を得ました。

特に島しょ部においては，消防団員の高齢化が進むとともに団員の減少も深刻化している状況です。今後の対策としては，特定の災害種別にのみ活動していただく機能別消防団員制度を検討したい，また，消防団員の消防資機材の整備に当たっては，更に軽量化を図って対応したい，とのことでした。

(総務文教委員会) No.24

【御意見等の内容】

「一般会計全般について」

説明は一般会計の説明であったが，市全体としてどの程度の額か。

(北川 地区)

【回答】

特別会計（国民健康保険等々）と企業会計（水道・病院），一般会計合わせて 408 億円程度です。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.25

【御意見等の内容】

「職員の基礎的勉強について」

市の基本である財政状態について，職員全員が知っておくべきである。また，聞かれれば概要が答えられるようにすべき。

地方交付税の額や比率を聞いても答えられなかった。また，地方交付税とはどんなものか。
(北川 地区)

【回答】

詳細な内容は当該担当部署でなければ回答は困難と思われませんが，概要について習得させるよう執行部に申し伝えた結果，次のような回答を得ました。

市の窓口業務に関することについては，「笠岡市職員窓口対応ハンドブック」を作成しています。市の財政概要等についてもハンドブックなどとしてまとめ，職員に周知したいと考えています，とのことです。

(総務文教委員会) No.26

【御意見等の内容】

「子供達への施策について」

子供達の将来が非常に心配です。子供達の将来を考えた施策を展開してもらいたいし，まちづくりにも採り入れるべきである。

(笠岡 地区)

【回答】

貴重な御意見として承ります。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.27

【御意見等の内容】

「干拓の有効活用について」

- ① 干拓の有効活用で農業以外の多目的用途で有効活用をすることはできないか。
- ② 県知事，市長，議員等干拓地の有効活用を述べるが，どのようなものか

(①新横島・緑町，②神島外浦 地区)

【回答】

笠岡湾干拓地のうち農業用地として干拓した農地は，農業振興地域農用地区域であり，農業以外での利用は非常に困難であり，これは粗飼料基地についても同様です。

粗飼料基地については，以前は粗飼料以外の生産は行っておらず利用されない農地もありましたが，畜産農家との調整を経て貸付地に企業が農業生産法人として参入するなど，現在ではすべて利用されています。

新笠岡港の県工業団地への企業誘致や北端エリアへの農業関連産業誘致は昨今の経済情勢から厳しい状況が続いています。なお，最近の干拓地の有効活用としては道の駅の設置やメガソーラー発電の誘致があります。(以上，執行部への照会結果です。)

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.28

【御意見等の内容】

「津波について」

- ① 津波等防潮堤を超えてくるのではないか。
- ② 水落地区に住んでいる者だが，津波等の場合，避難場所が神外公民館になっているが，遠くて行けないがどうすればよいのか。

(①新横島・緑町，②神島外浦 地区)

【回答】

- ① 現在のハザードマップは防潮堤が破壊される前提で作成されています。
この度，国が出している内容は，破壊されない前提のものです。例えば干拓等が浸水しないようになっていました。
笠岡市としては，このあたりを県と調整している状況で，平成25年2月頃には笠岡市に詳細データが下りてきます。それから新たな防災マップが作成される予定です。
- ② 津波や豪雨による急傾斜地等ハザードマップの対象地区に居住している方の避難先は市指定の避難場所となっていますが，これは緊急時やライフラインが寸断された場合の避難場所でもあります。
津波であれば高台の家等へ，豪雨であれば急傾斜地から外れた家等へ，一次避難場所としている地域もありますので，地元の自主防災組織の中で検討していただき，それによる課題がある場合は行政と相談してください。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.29

【御意見等の内容】

「温水プールについて」

- ① 市長の公約の温水プールはできるのか。
- ② 市長の公約の温水プールはどのようにになっているか。

(①新横島・緑町，②大島 地区)

【回答】

- ① 市長の任期中の4年間の内にできるものと思っています。ただし，会派代表質問の際は，まだ具体的な回答は出ませんでした。
- ② 温水プールについての場所は検討しているようです。

(総務文教委員会) No.30

【御意見等の内容】

「新横島・緑町集会所の拡張要望について（公園を含む。）」

集会所であるが，狭隘で，この度の会合も役員が集まってこの状態であるし，敬老会等，狭隘で苦勞している。以前から行政にお願いしているが進まない。地区の要望としては，地元負担分は承知しているが，建替え等を要望し，建替後は利用頻度の少ない公園を駐車場に変更していただきたい。

(新横島・緑町 地区)

【回答】

地区の強い要望として執行部に申し伝えた結果，次のような回答を得ました。

集会所施設の整備については，「笠岡市地区集会所施設整備費補助金交付要綱」に基づき，新築・増築・修繕等に補助金を交付しています（添付の要綱を御参照ください。地元負担あり。）ので，協働のまちづくり課へご相談ください。

団地の土地利用計画により，公園を駐車場に変更することはできませんが，常設的でなく行事などの時に臨時的に使用する場合は可能です。入り口の車止めを脱着式に改良いたします，とのことでした。

○笠岡市地区集会所施設整備費補助金交付要綱

平成10年3月25日

告示第28号

改正 平成15年2月6日告示第5号

平成19年5月24日告示第72号

(趣旨)

第1条 地域住民の連帯意識の向上並びに自主活動の促進を図ることを目的として住民自治組織(以下「自治組織」という。)が、集会所を新築し、増築し、又は修繕するとき当該自治組織に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、笠岡市補助金等交付規則(昭和60年笠岡市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治組織 大字名又は小字名を単位とする地域組織をいう。
- (2) 集会所 自治組織が設置管理する建物で会議及び集会に必要な施設を備えており地域住民が利用できるものをいう。
- (3) 新設 新たに集会所を建築し、又は既存の集会所の全部を除去して新しく建築することをいう。
- (4) 増築 既存の集会所の床面積を増加させることをいう。
- (5) 修繕 既存の集会所の床面積に変動を生じさせないで、集会所の維持管理上必要と認められる補修をいう。

(交付基準等)

第3条 補助金交付の対象となる集会所は、対象地域の自治組織によって設置運営及び利用され、維持管理費を負担するものでなければならない。ただし、神社仏閣等宗教に関連する建物(敷地を含む。)を集会所としている場合又はこの補助金の交付を受けてから5年を経過していない集会所については、補助対象としない。

- 2 補助金交付の対象となる工事費は、建物の本体工事費及び本体に附帯する電気、給排水浄化槽、冷暖房施設等の附帯工事費並びに集会所が専用する敷地の取得及び整地に要する経費とする。
- 3 前項の規定により自治組織が取得した敷地は、市へ寄附するものとする。ただし、法人格を有する地縁団体については除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助基準額に補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治組織の代表者は、補助金交付申請書に規則第4条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 集会所の利用計画及び自主活動の状況
 - (2) 工事費見積明細書
 - (3) 資金調達計画書
 - (4) 敷地所有者及び使用権を証する書類
- (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な諸様式及び事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月6日告示第5号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前において、平成15年3月31日までに笠岡市地区集会所施設設備費補助金要望申請を受理したもので、平成18年度までに事業が完了するものについては、改正後の笠岡市地区集会所施設整備費補助金交付要綱別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年5月24日告示第72号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

区分	補助基準額	補助率
新築の場合	市長が別に定める1平方メートル当たり基準単価(実施単価が基準単価に満たないときは、実施単価とする。)に、当該自治組織の大字名(小字名の100戸以上の自治組織を含む。以下同じ。)及び小字名の総戸数に1.0平方メートルを乗じて得た基準面積(その面積が30平方メートルに満たないときは30平方メートルを基準面積とし、建築する実面積が基準面積に満たないときは実面積とする。)を乗じて得た額	大字名 2分の1以内 (限度額800万円) 小字名 2分の1以内 (限度額400万円)

増築・修繕の場合	工事実費	大字名 2分の1以内 (15万円以上200万円を限度) 小字名 2分の1以内 (15万円以上150万円を限度)
整地の場合	建物基準面積を建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築面積の敷地面積に対する割合で除した面積(以下「整地基準面積」という。)の整地にかかる工事実費。整地基準面積に満たない場合、実整地面積にかかる工事実費	大字名 2分の1以内 (15万円以上200万円を限度) 小字名 2分の1以内 (15万円以上150万円を限度)
敷地取得の場合	新築の場合の建物基準面積を建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築面積の敷地面積に対する割合で除した面積(以下「敷地基準面積」という。この場合において、敷地取得面積が敷地基準面積に満たないときは、敷地取得面積とする。)に相続税財産評価額(敷地取得単価が相続税財産評価額に満たないときは、敷地取得単価とする。)を乗じて得た額	大字名 2分の1以内 (限度額300万円) 小字名 2分の1以内 (限度額200万円)
公共下水道の供用開始に伴う排水施設、水洗便所等の新設又は改修の場合	工事実費	3分の2以内

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.31

【御意見等の内容】

「グラウンドゴルフの施設について」

グラウンドゴルフ専用の施設を考えてほしい。井原市のように・・・。
太陽の広場・総合グラウンド等色々な制約や問題があり適さない。

(新横島・緑町 地区)

【回答】

執行部に要望として伝達の結果，新設要望としてお聞かせいただき，今後の施設整備の検討課題とします，とのことでした。

(総務文教委員会) No.32

【御意見等の内容】

「JRマルナカの踏切について」

JRのマルナカの踏切であるが，遮断器が下りても通行しているが，防止してもらいたい。

(新横島・緑町 地区)

【回答】

モラルの問題であり，踏切での常時監視は難しいところですが，関係機関等に伝達の結果，次のような回答を得ました。

笠岡警察署へ問い合わせたところ，12月に遮断機が下りても通行している方を1人取り締まり，嚴重注意を行ったとのこと。今後も引き続き，取締りをしていただくよう依頼しました。

JRにも状況をお伝えし，警告看板等の設置についてお願いしていく，とのこと。

【御意見等の内容】

「避難場所（津波時）について」

避難場所が目立つような看板や掲示をお願いしたい。また，他市町村ではビル等を避難場所に指定し，そのビルが避難施設であることが明示されている。

(新横島・緑町 地区)

【回答】

浸水の虞のある場所のビルや高い場所がある公共施設等を避難場所とすることは有効な方法の一つであると議会としても考えますが，執行部の考え方を質したところ，次のような回答を得ました。

避難場所については，有事の際に一時的に緊急避難する「一時避難所」と，大災害発生後に被災者が仮の生活を送るための指定施設である「指定避難所」などがあります。

一時避難所は，家族での話し合いをはじめ，隣近所や各地区，若しくは地域などで協議のうえ決めておく所ですので，それぞれ調整し，確認と周知徹底のためにも，各地域で対応してください。

一方，指定避難所の周知等については，市内 75 か所の道路や塀などのよく見える部分に，地図を表示した案内図，共通のシンボルマークを採用した誘導標識，また，避難看板などを設置することによって対応しており，今後も所有者，占有者等の了解が得られれば増設していきたいと考えています。

また，避難ビル指定等については，液状化に対する耐久検証がなされていないなど，建物や地盤といった個別問題のほか，建物以外でも避難が容易であること，南海トラフに伴う津波は到達時間が約 180 分と予測されていることなどから，まずは最寄りの山や高台などへの安全な避難を計画していただけるよう推進するとともに，そのための避難訓練などの実施を促進しています，とのことでした。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.34

【御意見等の内容】

「新しい防災マップの発行時期について」

防災マップ改訂はいつか。

(陶山 地区)

【回答】

平成 25 年 2 月頃に県から笠岡市に詳細データが下りてきます。それから新たな防災マップが作成される予定です。

【御意見等の内容】

「遺跡について」

高島は弥生，縄文時代より栄えた島であり，数多くの遺跡もある。歴史も文化もある島です。議会としてしっかりPRしてほしい。

(高島 地区)

【回答】

議会としても文化伝統を再確認させていただきました。今後，高島の文化・歴史伝統をしっかり勉強し，PRに努めていきます。

市内には，沢山の遺跡がありますが，PR方法の具体的対策について，執行部の考え方を質したところ，次のような回答を得ました。

- ・ 市内には遺跡に限らず，多様な有形・無形の文化財があります。また，指定文化財に限らず，様々な歴史的スポット・伝統文化が遺っており，これらが笠岡市の文化のベースとなっています。
- ・ そのPRについては，市外に笠岡市の魅力を発信するという意味と，市内の方に郷土のことを知っていただくために発信する，この2つの意味を考えて行っています。
- ・ 特に遺跡については，笠岡市立郷土館及び古代の丘スポーツ公園を活用することでPRを行っています。その他，遺跡に限らず，地域の文化遺産を総合的に見直す活動を行っています，とのことでした。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.36

【御意見等の内容】

「負傷者等の搬送について」

防災について，万一のときの避難方法，若い人が少ない等，ハンディがある。また，急病等で担架が船に積み込めない等，港の整備等救急時の対応を図ってほしい。

(高島 地区)

【回答】

市では，いつ，どこで発生するか分からない災害に対して，各家庭における日頃からの備え（自助），地域における助け合い（共助）の理念に基づき，それぞれの立場における「防災の第1歩」を踏み出すことこそ，被害を最小限にとどめる「減災」に繋がる第1歩として捉え，地域密着型訓練を推進しています。

若い人が少ないことについては，即効性のある対策は難しいと思われまます。

救急搬送の現状と課題について執行部に照会したところ，次のような回答を得ました。

現状では，各島にストレッチャー1台と布担架を消防機庫に設置し，消防団員には，普通救命講習会を受講していただき，急病・負傷者等の発生時には，港までの搬送をお願いしています。

今後は消防団員の普通救命講習会，及び地域住民には防災教室において，家庭用毛布を利用した担架作り等をお伝えし有事の際役だてていただきたい。また，手軽に扱える布担架を島民の利用しやすい集会所等に設置の検討をしていきたい，とのことです。

【御意見等の内容】

「島の学校について」

福山から移住して来た子供が5人いるが、子供の数が減少し、小・中学校がなくなるのではないかと将来が不安である。教育委員会からも他の島の学校を勧められた。いじめ、不登校等学校教育に問題が多い中、環境の良い真鍋島の学校を残してほしい。

(真鍋島 地区)

【回答】

市では、学校の規模適正化等を検討していますが、特に島嶼部は交通手段の関係上、諸課題があります。御意見があったことを執行部に伝達の結果、次のような回答を得ています。

学校は、子どもたちに集団生活の中で様々な考えに触れさせ、学力はもとより自立心や社会性を育て、たくましく生き抜く力を身に付けさせることが肝要と考えています。しかし、今後5年間は、児童生徒数が毎年約100人程度減少するという現状をふまえ、学習や生活の場として望ましい学校規模の適正化を早急に実現していく必要があると考えています。そのため、平成24年5月に笠岡市教育審議会を設け、笠岡市立小中学校の学校規模の適正化について諮問しています。平成25年度末までの2年間で計8回の審議を通して、最終答申をいただき、それをもとに平成26年度以降、教育委員会としての具体的な学校規模の適正化計画を作成していく予定です。

教育委員会としては、今後の社会情勢や笠岡市の状況、児童生徒の実態などをもとにしながら判断していきたいと考えています。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.38

【御意見等の内容】

「学校の耐震化率について」

学校の耐震化率は何割か。

(大島 地区)

【回答】

平成 24 年 4 月現在の耐震化率は、小学校 55.8 パーセント、中学校 72.0 パーセント、全体で 61.0 パーセントとなっております。未診断は 77 棟中 13 棟となっております。(別紙 笠岡市小・中学校耐震状況一覧を御参照願います。)

今後の予定では、平成 24 年度中に 2 次診断を終え、その結果により耐震工事が必要な棟の改修を平成 28 年度までには終える予定です。

議会としても、予算との兼合いがあるものの、速やかに実施するよう申し出ています。

今後の考え方ですが、校舎棟については、優先度ランク①及び②のできるだけ早く 2 次診断を実施する必要がある建物と、優先度ランク①～③の建物 (I_s 値が低く、 I_s 値 < 0.3 の可能性が高い) 屋内運動場について、2 次診断を実施する予定です。

今後の 2 次診断の結果により、早急に耐震補強工事を実施する必要がある建物から順次耐震化の推進に努めます。

※ I_s 値：建物の保有する耐震性能について、構造耐震指標を表すもの。値が大きいほど、耐震性能が高いことを表します。

笠岡市小・中学校耐震状況一覧

平成24年 4月 1日現在

		全棟数 (A)	新基準 (昭和57年以降の建物) (B)	旧基準 (昭和56年以前の建物) (C)	2次診断済					廃止等 (I)	未診断 (J)	耐震化率 (B+E+G+I)/A
					(D)	耐震性有 (E)	要補強 (F)	補強済				
								補強済 (G)	未補強 (H)			
小学校	校舎等	39棟	16棟	23棟	19棟	0棟	19棟	6棟	13棟	0棟	4棟	56.4%
	屋内運動場	13棟	6棟	7棟	1棟	0棟	1棟	1棟	0棟	0棟	6棟	53.8%
	計	52棟	22棟	30棟	20棟	0棟	20棟	7棟	13棟	0棟	10棟	55.8%
中学校	校舎等	18棟	15棟	3棟	3棟	0棟	3棟	1棟	2棟	0棟	0棟	88.9%
	屋内運動場	7棟	1棟	6棟	3棟	0棟	3棟	1棟	2棟	0棟	3棟	28.6%
	計	25棟	16棟	9棟	6棟	0棟	6棟	2棟	4棟	0棟	3棟	72.0%
計	校舎等	57棟	31棟	26棟	22棟	0棟	22棟	7棟	15棟	0棟	4棟	66.7%
	屋内運動場	20棟	7棟	13棟	4棟	0棟	4棟	2棟	2棟	0棟	9棟	45.0%
合計		77棟	38棟	39棟	26棟	0棟	26棟	9棟	17棟	0棟	13棟	61.0%

1. 対象建物は、文部科学省基準(非木造2階建又は200㎡以上)による。
2. 補強済建物は、中央小学校校舎1棟・屋内運動場1棟、新山小学校校舎1棟、笠岡小学校校舎2棟、金浦小学校校舎1棟、大井小学校1棟、笠岡西中学校校舎1棟・屋内運動場1棟。
3. 未診断は、2次診断を示す。

笠岡市幼稚園耐震状況一覧

		全棟数 (A)	新基準 (昭和57年以降の建物) (B)	旧基準 (昭和56年以前の建物) (C)	2次診断済					廃止等 (I)	未診断 (J)	耐震化率 (B+E+G+I)/A
					(D)	耐震性有 (E)	要補強 (F)	補強済				
								補強済 (G)	未補強 (H)			
幼稚園		6棟	5棟	1棟	1棟	1棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	100.0%

1. 対象建物は、文部科学省基準(非木造2階建又は200㎡以上)による。

【御意見等の内容】

「教育について」

- ① いじめ，暴力，学力低下など岡山県は全国でも最下位に近い。笠岡市も同様である。市，教育委員会は，どのように対策をとるのか。どうしたら解決できるのか。
- ② 教育の問題が数多く指摘されている。学力，いじめ，不登校等，議会としてどのような対応を取っているか。どのような取組みをしているか。
- ③ 先の県知事選挙でも教育行政，教育問題が数多く取り上げられた。学力低下，不登校，いじめ，校内暴力はワースト1である。今後の教育行政に不安を感じる。
また，議会の質問，執行部の答弁の後・・・ありがとうございましたばかりである。議会もしっかりして後2年後には学力も全国で何番目にするとか具体的に執行部に対して答弁を引き出してほしい。

(①金浦，②大島，③今井 地区)

【回答】

- ① これからもしっかり取り組んで参ります。また，地元の方々もこのことに対して引き続き関心をお寄せください。1人でも，いじめを出さぬよう求めていきたいと考えます。
- ② 9月議会でも取り上げられ，また，会期中の予算決算委員会総務文教分科会でも取り上げられました。議会としても，教育の研修，資質向上を目指して常に関心を持ち，より良い笠岡を目指しております。
- ③ 学力や問題行動については，御指摘のように全国的に下位です。その原因の究明と改善策を執行部に対し求めています。執行部に見解を質したところ，次のような回答を得ました。

全国及び岡山県学力・学習状況調査，生徒指導上の諸問題に関する調査等の結果を受けて，笠岡市教育委員会では各学校の現状や課題を探り，今後の方策を立て，実行に移しています。

学力に係る課題は学校ごとに異なる部分もあり，詳細な対策は各学校そして中学校区内の小・中学校が共通理解を図りながら，具体的に進めています。そのような中，すべての学校に共通する課題に対応するために，笠岡市教育委員会では「基礎的・基本的な知識・技能を習得させる指導の充実」を図ることに重点を置いています。学習指導要領で定められた指導内容を子どもが確実に習得すれば，それらを活用して思考力・判断力・表現力も発揮できるようになります。笠岡市教育委員会としましては，まずは基礎的・基本的な知識・技能を確実に指導できるように，教員の指導力向上を図りたいと考えました。

その手だての一つとして，8月と12月に2回「若手教員パワーアップ研修会」を開催しました。また，学校教育課のウェブサイトへ「笠岡市『確かな学力』育成プロジェクト」のページを設け，若手からベテランまで全ての教員が参考にできるような指導技術・考え方をまとめた資料を掲載しています。これらの資料は教員が各自で読んだり校内研修で活用したり

意見，要望，提言等整理票

していただくよう，校園長会や担当者会，学校訪問等で周知しています。

また，問題行動のうち笠岡市が特に改善を図っているのが「不登校児童生徒」への対応です。学校教育課のウェブサイトにも掲載していますが，「笠岡市いじめ・不登校対策総合推進事業」を立ち上げ，①「未然防止に向けた校内体制の構築」，②「『わかる』『できる』喜びを感じる授業の推進」，③「共に支え合う学級集団づくりの推進」，④「長期化及び引きこもり児童生徒への支援体制の構築」という4視点を設けて，子ども－家庭－学校の信頼関係構築に努めています。中学校区内の学校が連携して，同じ歩調で対応することにも心掛けています。

以上のようなことに重点を置いて，笠岡市の子どもたちの学力を高め，魅力ある学校づくりを図っています。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.40

【御意見等の内容】

「倒産者の未払金について」

倒産等で市に対する未払金のある人がいると聞くが，どのようにしたらよいか。

(大井 地区)

【回答】

未納者に対して催促していきます。場合によっては，法的措置を執ることもあるのではないかと考えます。

(総務文教委員会) No.41

【御意見等の内容】

「人口について」

一部の人から笠岡の人口は増えていると聞いたが本当か。

(大井 地区)

【回答】

平成 24 年 9 月は外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことにより一時的に約 300 人程度増えましたが，笠岡の人口減少傾向は変化していません。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.42

【御意見等の内容】

「学校生徒の活躍について」

新聞等見るが，笠岡の子供たちの活躍の記事が少ない。例えば吉備マラソンでも，井原・鴨方・里庄の子供が多い。しっかり笠岡の子供の教育，指導，レベルアップを願いたい。

(今井 地区)

【回答】

教育委員会を中心としてスポーツ振興やレベルアップを図っていくよう努力していることを議会としても承知していますが，執行部の見解を質したところ，次のような回答を得ました。

新聞やテレビ等のメディアに取り上げられることは，子供たちにとって次の活動への意欲につながるだけでなく，市民の皆様に活動の様子を知っていただく良い機会になると考えています。

笠岡市では，スポーツ推進課を中心に，各種スポーツ教室やマラソン大会等，スポーツに親しむための大会を開催し，児童生徒の競技力向上に努めております。また，絵画・音楽・演劇などの芸術面での指導にも力を入れており，昨年，絵画では世界大会で優秀な成績をあげた生徒もいます。

御指摘いただいたように，「広報かさおか」や新聞・テレビ等を活用し，広報活動に努めていきたいと考えています。

意見，要望，提言等整理票

(総務文教委員会) No.43

【御意見等の内容】

「地域のイベントについて」

地区のイベント等負担金が必要なときは，地域のももの里病院とか色々な事業所へお願いしているのが現状である。行政でしっかり対応願いたい。

(今井 地区)

【回答】

市内各地域では様々なイベントがあり，それらは各地区の町内会費等でまかなわれていると思われます。市では，地域のイベントなどへの補助・助成事業は行っておりませんが，各種団体の行事については，その設立趣旨に沿った活動に補助等が行われる場合があります。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.01

【御意見等の内容】

「国民健康保険・介護保険の負担について」

- ① 国保・介護保険が大きな負担となっている。例として 62,000 円だった介護保険料が 78,000 円になっている。考えてほしい。
- ② 最近では，高負担，高福祉と聞くと，笠岡市は高負担，低福祉と思われる，もっともっと市民目線で考えていただきたい。国民健康保険税等のあり方を優先するのか，低所得者等支払いの困難者を重点に置くのか，市民目線で考えてもらいたい。

(①神島，②北川 地区)

【回答】

- ① 御要望として承ります。なお，執行部への照会の結果，次のような回答を得ました。
介護保険料については，3年ごとに介護保険事業計画の見直しにあわせて決めることになっています。決定に当たり基礎となるのが，介護保険給付費です。この給付費を所得要件に応じて，段階別の負担をしていただくこととなります。
この度の見直しでは，所得要件の細分化を行い，一定基準以下の所得要件の方の負担軽減を図っています。介護保険制度を維持していくため，給付費の抑制にも努めてまいりますので，市民の皆様のご理解と御協力をお願いします。
国民健康保険につきましても，安心して医療を受けていただくために，社会保障としての制度を維持していく中で，加入者の皆様には応分の負担をお願いしております。笠岡市の国民健康保険税は，平成22年度並びに平成23年度と2年連続して引き下げを行っております。今後も，国民健康保険制度を維持していく中で保険財政を考えるに当たり，市民目線に立った中期的な見通しを立てながら制度の維持に努めてまいりますとの回答でした。
- ② 御意見を持ち帰り，議会内で周知させていただきます。なお，執行部への照会の結果，次のような回答を得ました。
前述のとおり，国民健康保険税につきましては，平成22年度並びに平成23年度と2年連続して引き下げも行っております。また，所得によって減額の制度を設けておりまして，市民目線として，今後も適切に保険税を算定してまいりますとの回答でした。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.02

【御意見等の内容】

「国民健康保険税について」

予算・決算に対する議員の目線は理解したが、国民健康保険税は国内でも高いレベルだし、県内でも高いレベルである。他市町村や市民目線で考えていただきたい。また滞納者が増えれば保険税も上がると思われるが・・・。

(北川 地区)

【回答】

平成 22 年・23 年には執行部提案に対し、議会提案として減額修正で行なってきた所ですし、平均世帯では下がりました。今回は特に収入が高い層に負担が増すことになりました。

また、年々後期高齢者医療へ移行する方も増え、国民健康保険の加入が少なくなることも高額負担となる一因でもあります。

議会としても市民目線で判断していくよう努めます。なお、執行部への確認の結果、次のような回答を得ました。

国民健康保険税は、平成 22・23 年度と 2 年連続して引き下げを行った結果、平成 23 年度では県下 27 市町村のうち高額な方から 18 番目の保険税となっております。

国民健康保険の現状につきましては、人口減に伴う国民健康保険被保険者の減少、また、景気の低迷による税収の減少、そして、医療の高度化等に伴う医療費の増加などで大変厳しい状況にあります。それから、滞納者が増えれば保険税も上がるという理論に間違いはございません。しかし、滞納者を増やさない努力は従前から行ってきており、今後も同様に努力をしてまいります。

今後とも、中期的な視点に立ち持続可能で安定した国保運営のために、医療費抑制等を図るなど経営努力を行い、基金の状況も踏まえながら市民目線によりまして保険税を算定してまいります、とのことでした。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.03

【御意見等の内容】

「介護保険料について」

高齢者の取組について，介護保険料が岡山県内でも上位 8 番目で，月々 5 2 0 0 円と上位である。高齢者の負担を議会としてどのように取り組んでいるのか。

(大島 地区)

【回答】

介護保険は平成 1 2 年度から導入された制度ですが，高齢化が進み高齢化率も 30 パーセントを超え，給付が増えるため残念ながら徐々に負担も増加しています。今後は，介護を受ける年齢を少しでも遅らせるなど，健康長寿を目指した施策に力を入れて取り組んでまいります。

(環境福祉委員会) No.04

【御意見等の内容】

「神島保育所の 25 年度予算と建設推進について」

神島保育所建設を議会として推進していないのか。建設のための予算はとっているのか。平成 25 年度予算はどうなっているのか。

(神島 地区)

【回答】

予算の提出の権限は市長にありますが，執行部に確認の結果，次のような回答を得ました。

県が公表する被害想定を踏まえて見直す防災計画を見たうえで，関係者と十分協議を行い進めることとしております。今現在，まだ県からの公表がありませんので，平成 2 5 年度当初予算には関連予算は計上されておられません，とのことでした。

なお，議会としては，建替えを推進する立場で今後の進展に注視してまいります。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.05

【御意見等の内容】

「委員会の進行について」

3月定例会での環境福祉委員会で瀬戸地区への建設反対委員がいるのに継続審議から採択したのはなぜか。

(神島 地区)

【回答】

委員会では継続審議から確認します。委員会の所定のルールに従って委員長が採決したまでであり，その方法に問題はありませんでした。

(環境福祉委員会) No.06

【御意見等の内容】

「廃棄物最終処分場について」

廃棄物最終処分場のその後の動きはないか。

(神島 地区)

【回答】

議会報告会の開催日現在では，議会に対し具体的な状況報告はなかったところですが，執行部に照会の結果，次のような回答を得ました。

現在使用している見崎山埋立処分地は，平成24年度に閉鎖となります。現在「ごみ処理広域化」による候補地の選定を行っており，処分場の平成29年度供用開始に向けて努力しています。

この空白の5年間については，民間の処分場の利用を検討しており，市民生活に影響が出ないよう努力をしています，との回答でした。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.07

【御意見等の内容】

「福祉分野での事業の重複・問題点について」

福祉分野での事業の重複，問題点とは具体的にどのようなものか。

(六島 地区)

【回答】

たくさんの事業の中には，一緒にした方が効果的で経費の削減になるものがあります。

今後，市民の声を聞いたり議員自らの学びによって有効なものにしていこうと考えています。

議会としては，事業実施先には，県の補助金に頼りすぎた運営をするだけでなく，また，市に対しても実施先の適切な実態を把握し指導もしていただきたいと考えます。

そして，執行部には，実施先に対して今以上に事業内容をチェックしてもらい，事業実施先には，自主的な活動ができるように自立も促したいと考えます。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.08

【御意見等の内容】

「島しょ部の支所，医療の要望について」

- ① 平均年齢は74歳。高島，飛島，六島には支所がない。他の3島はある。
- ② 診療所でも真鍋島には高価なレントゲンが入っている。島の間で差別しないでほしい。飛島には月2回しか医者がこない。看護師だけでも常駐できないか。遠隔医療は出来ないか。

(飛島 地区)

【回答】

御要望として承りました。なお，執行部に照会の結果，次のような回答を得ました。

笠岡諸島は，神島外町（高島，大飛島，小飛島），白石島村（白石島）北木島町（北木島）及び真鍋島村（真鍋島，六島）の2町2村から成っておりましたが，昭和28年の町村合併促進法の制定に伴い，大島村を加えた2町3村が，昭和30年4月に笠岡市に編入合併され，合併の経緯の中でそれぞれの町・村に支所が設置されました。これまで周辺町村と合併する中で支所（当時）を設置しましたが，昭和40年12月に8出張所（今井，金浦，城見，陶山，大井，吉田，新山，大島）を廃止しました。

北川，神島内，神島外の3出張所につきましては，道路整備・交通・通信機関の発達と組織機構の簡素合理化という全体的な見地から廃止すべきとの答申を笠岡市行財政問題懇談会からいただき，行財政の見直しを進める中で総合的な観点から，昭和60年3月に廃止し，現在の白石，北木，真鍋の3出張所に至っております。

出張所は，行政の各分野の窓口として島民の皆様に親しまれており，一定の役割を果たしておりますが，市といたしましては，厳しい財政状況の中，将来にわたって安定した市政運営ができる行財政運営を市政推進の基本に据え，市全体の行政サービスを行う組織は簡素で効果的に行うこととしており，出張所につきましても現在の形での運営を考えております。

なお，島しょ部の生活条件等の改善の中でも，医療につきましては，市民病院を中核に地域の医療機関と連携して，いつまでも住み続けることのできる笠岡諸島づくりを目指すために，御要望を踏まえて今後も医師会などと協議しながら各種施策を推進してまいります，との回答でした。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.09

【御意見等の内容】

「市民病院について」

- ① 市民病院の窓口の対応が悪い。医師の対応も悪いが、事務が今のままでは誰も行きたくなくなる。
- ② 市民病院の収益，一般会計からの繰入れ，累積赤字など実情を市民に知ってもらうべき。危機感をもってもらうようにすべき。
- ③ 市民病院は本当に黒字か。
- ④ 23年度の決算で認定のなかで，病院事業収益 21 億 5624 万円とあるが，市からの繰入れは何パーセントになるのか，また，額はいくらか。

(①②金浦，③陶山，新横島・緑町，④大島 地区)

【回答】

- ① 改善してきていると思います。25年3月まで開かれる「市民病院事業ありかた検討委員会」でも考えてもらっています。市民病院にも伝えます。
- ② はい。よくわかります。市民の皆様には毎年市の広報誌で経営数字を公表しています。
- ③ 決算上は黒字ですが，国や市税等で約4億5000万円の補助があつての黒字です。
- ④ 平成23年度決算で，病院事業会計補助金は4億4990万円。このうち損益勘定への補助金は3億4697万円で，総収益に占める割合は16.1パーセントです。

(環境福祉委員会) No.10

【御意見等の内容】

「電気自動車について」

- ① 電気自動車の実状は。メーカーは。配置場所は。
- ② 電気自動車の購入費が高額ではないか。

(①金浦，②陶山 地区)

【回答】

- ① 三菱で，白石島へ配置しています。県の補助金と市の一部負担金で購入しました。災害時には電力になります。
- ② ワンボックスタイプの車種です。充電設備費等も算入されています。また県の補助金制度で申請していたものであり100万円の補助を受けています。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.11

【御意見等の内容】

「ペットのフン害について」

ペットのフン害に悩まされている。市として対策が取れないか。

(金浦 地区)

【回答】

個人のモラルに頼るところが大きい問題ではありますが、地域でも認識を持っていただき、まちづくり協議会などを通じて地域でフン害がでないよう啓発していただきたいと思えます。なお、行政で行っている対応としては、広報紙・ホームページによるペットの飼い方の啓発、また、必要に応じての啓発看板の設置、町内会への周知のための回覧板をまわすようお願いなどです。

(環境福祉委員会) No.12

【御意見等の内容】

「ごみ分別収集委託業者選定について」

委託業者について市に行ったところ、職員から「そんな話は出ていない」と言われたがその後「〇〇組合」に決まったと聞いて、市に確認に行った所、「上司に口止めされていた」と言われた。市民の知らないところで物事が決まっているのではないか？市職員に公平公正な職務指導を要望する。

(横江・美の浜 地区)

【回答】

委託業者決定については競争原理を働かせ公平な対応を求めています。

議会としてはルールに則り公平且つ公正な対応を提示しています。

ただ、個々の業者についての要望は出来ません。執行部には、より一層の情報公開を要請します。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.13

【御意見等の内容】

「分別収集の適正管理について」

分別収集の適正な運営管理とはどのようなことか。

(笠岡 地区)

【回答】

委託方式の中で車両についても委託先管理方式（貸与となっている車もあるが）となっていますが，随意契約でなく，公正・公平な契約を結ぶことや委託先の撤退や倒産等考慮すると，車両等は市の財産としていた方がよいということです。

(環境福祉委員会) No.14

【御意見等の内容】

「広域での公立病院の建設について」

市民病院であるが，高梁川から笠岡の中間当りに，高度医療が可能な相応規模の病院を各市町村と相談しながら建てていただきたい。

(新横島・緑町 地区)

【回答】

大変難しい課題であると思われます。

現在は病院間の広域連携(福山・府中・笠岡・井原)を考えながら進めています。連携ということでは，先般，発達障害児の専門拠点を福山市に開設したところですが。それに対しては笠岡市も負担金を支払っています。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.15

【御意見等の内容】

「特別養護老人ホームへの入所について」

特別養護老人ホームであるが、待機者が多く即入所できない。拡充をしてもらいたい。

(新横島・緑町 地区)

【回答】

色々な特養に重複して申し込んでいる市民が多いようであり、この度、重複申込みを調査したところ、実質の希望者は約 180 名と聞いています。施設が多くなれば相応の介護保険料も高くなってきますので、国の施策として考えるべきと思っています。

平成 25 年度では、笠岡市民のための地域密着型特養が 29 床ができる予定ですし、平成 26 年度は広域型施設として 100 床の特養ができる予定です。

(環境福祉委員会) No.16

【御意見等の内容】

「神外保育所への入所について」

神島外浦には保育所があるが、妻が働いていないことより入所できず、自転車で横江の幼稚園に送り迎えしているが、保育所に入所できるようにしてもらいたい。

(神島外浦 地区)

【回答】

保育所の制度は、保護者が働いて子どもの面倒が不可能な世帯に開設した施設であり、保育所と幼稚園への入る条件が異なっているのが現状です。入所・入園を自由に選択できるようにするのは困難と思われれます。

現在、幼保一元化の試行をしている所もありますし、国の制度として研究・検討しているところでもあります。意見・要望としては承りました。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.17

【御意見等の内容】

「真鍋島の医療・教育について」

真鍋島の診療所のあり方について医師がいなくとも看護師の常駐，また学校の先生もスクールボートでの通勤であり，17時以降は先生が不在となるなど，ハンディがある。

(真鍋島 地区)

【回答】

医療については，看護師の常駐はあっても医師がいなかったことを問題としておられると思います。

また，学校の先生は17時以降不在となりますが，昔のように宿直がない中で，陸地部においても同じく17時以降不在となるのが現状です。島だけではありません。

要望に沿うことは難しいと考えますが，両方とも執行部には要望としてお伝えします。

(環境福祉委員会) No.18

【御意見等の内容】

「委員会の要望の出し方について」

たとえば環境福祉分科会で「・・・されたい」「・・・されたい」とあるが，これはどういうことか。

(大島 地区)

【回答】

執行部への要請，要望ということで，要望事項の出し方はこういう表現になっています。

意見，要望，提言等整理票

(環境福祉委員会) No.19

【御意見等の内容】

「ささえあい等の予算の確保について」

ささえあい，いきいきサロン等，ソフト面で300万円，ハード事業で1500万円の補助が国，県の補助で出るようであるが，12月に申請書を提出するが，議会として取り組んでほしい。

(大島 地区)

【回答】

議会としても調査し，応援していきたいと考えます。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.01

【御意見等の内容】

「港湾整備について」

湛江漁港にもう 20 年も工事をしていて完成をしない。年度末に少しするだけ。六島は後回しにされている。これからの季節，西風が吹くと船が港に入れない。六島港に入って島内を移動するのは大変。

(六島 地区)

【回答】

国や県の補助を受け年次的に予算措置をして整備を進めているのは承知しています。今までの実績と今後の計画を執行部に確認したところ，次のような回答を得ました。

湛江漁港改修事業は平成 7 年から事業に着手し，平成 21 年までに 3 つの防波堤を整備しました。平成 22 年に埋立て免許を取得し，平成 27 年の埋立て完成を目指し事業を進めています。

これまでの事業実績と今後の計画は次のとおりです。

平成 7～13 年度 B 防波堤，A 防波堤整備

平成 14～20 年度 C 防波堤整備

平成 21～24 年度 埋立て免許取得，D 防波堤，防波護岸整備

平成 25～27 年度 既設防波堤撤去，船揚場，物揚場整備，用地（埋立て），
道路整備，浮棧橋整備

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.02

【御意見等の内容】

「道路整備について」

- ① 高潮を考慮して道路の整備を考慮してほしい。海岸道路を車が走れる道路にしてほしい。消防上，福祉の点からも。
- ② 墓所へ行くまでの土地，道路が個人の所有であるが，これを市の所有にして整備できないか。手すりを付けるなどしてほしい。
- ③ 関戸から吉田小学校への通学路は行き帰りとも左側通行にしている。今井地区であるように道路に青線をひくことは出来ないか。
- ④ 金浦小学校へ大きな車が入らない。整備についてどう考えるか。
- ⑤-1 美の浜道路事情について，運動公園南側の川の土手が畑となっていて交通量も多く駐車もあり子どもの通学に大変危険である。当局に善処の要望をしているが改善されないがどうなっているのか。
- ⑤-2 運動公園東側の道路であるが，通学路にもなっている。危険であり，歩道は設けられないか。
- ⑥ 9月定例会報告の「建設産業分科会」の要望事項に道路維持事業について，通学危険箇所については「学校からの指摘箇所・・・」ということであるが，通学のみならず，高齢者に対しても危険箇所もあり，地域からの指摘も取り入れてもらいたい。
- ⑦ 笠岡小学校の南の道路や歩道については，朝のラッシュ時は歩道を自転車が往来し非常に危険である。行政や各種団体，高校等と打ち合わせてきたが，一向に改善されない，具体的改善策をお願いしたい。
- ⑧ 道路拡張工事の申請を長年しているが，一向に進まないため，自らが工事を行っている。なぜ要望を聞いてくれないのか。

(①六島，②飛島，③吉田，④金浦，⑤横江・美の浜，新横島・緑町，⑥城見，⑦笠岡，⑧神島外浦 地区)

【回答】

上記8件の意見について要望として執行部に提出されているかどうか，提出されている場合は今後の計画について，また，道路整備予算の推移及び要望提出の件数を執行部に確認したところ，次のような回答を得ました。

- ① 海岸道路整備の要望は，平成11年頃に前浦と湛江の集落間を結ぶ海岸道路の要望を受け，海岸の埋立てが伴うため多額の事業費がかかり実現が困難であると回答してきています。現在ある海岸道路の安全性については，地元の皆さまのご意見を聞きながら対応してまいりたい。
- ② 個人地にある墓所への道は，その利用が特定の人に限られる場合，市の道路として公共事業で整備することは難しいと思われます。
- ③ 学校，地元と協議を行い，実施可能な箇所から施工していきます。
- ④ 市としましても金浦小学校周辺の市道改良の必要性は十分理解しております。道路の拡幅には土地を提供していただく必要がありますので，地権者の方との話をまとめてい

意見，要望，提言等整理票

ただいた上で要望していただければ，対応してまいります。

- ⑤-1 路肩のカラー舗装をする等，歩行者の通行の安全対策を検討します。
- ⑤-2 学校とも協議し，通学時の通行の実態を調査します。
- ⑥ 通学路としてのみではなく，高齢者や障がい者などからの視点も含めて対応してまいります。特定のご要望があります場合には，関係者でのご要望をまとめていただければ，現地を確認の上検討します。
- ⑦ 現在危険な状態でございますので，通学路の実態を調査するなどし，一部の通学路の変更について可能かどうかを含め学校と協議してまいります。
- ⑧ 神島外浦地区の道路整備要望は2件受けていて，次のとおりです。
 - 市道神島外浦中央線（平成16年11月要望書受付）
用地所有者の土地提供の協力が得られず，実現に至っていません。
 - 市道神島外浦線（平成20年10月28日要望書受付）
関係者と協議しながら設計を進めており，用地の提供をいただければ工事に着手する予定です。

要望書提出項目 ①⑧

道路整備予算の推移及び新規道路整備要望の受付件数は次のとおりです。

年度	道路整備予算（千円）	新規要望件数
H13	972, 973	12
H14	753, 236	12
H15	815, 395	9
H16	484, 978	15
H17	515, 723	5
H18	433, 662	11
H19	401, 297	6
H20	461, 895	7
H21	390, 317	11
H22	291, 406	5
H23	242, 893	8

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.03

【御意見等の内容】

「干拓地，農道空港の有効活用について」

干拓地が有効に使えていない。促進してもらいたい。収益の上がる事業ができないか。たとえば，農道空港など無駄がある。

(飛島 地区)

【回答】

干拓地は，希望農家に払い下げられており，農家の方々が，いろいろな農業を営まれています。

平成23年8月に，農水産業の振興を目的に道の駅「笠岡べいふあーむ」を開業し，市内の農林水産物の販売に努めています。

また，毎年，農道空港において，「大空と大地のカーニバル」と題し，市内最大級イベントを開催し，笠岡産の農水産物等の即売をはじめ，干拓地のPRに努めています。国において，農産物の空輸という本来の目的を廃し，多面的利用の促進を図ることとなって以降，年間を通しての利用が図られています。

今後も引き続き，道の駅と農道空港を有機的に結びつけ，笠岡をアピールしていきたいと考えます。(執行部への照会結果です。)

【御意見等の内容】

「上下水道料金について」

- ① 上下水道料金は下げるのか。
- ② 水道料金は下げられる時期に来ているのではないか。
- ③ 下水道料金（負担金・分担金）について，他市町村の状況や都市計画区域・漁業集落地域との公平性を考えた体制にすべき。北川地区の負担金についても色々と経緯はあるが，敷地の大小あるし団地もある，35万円の額は妥当性に欠けていると思われる。
- ④ 水道料金について金光町の件を聞いているが安くはならないのか。
- ⑤ 水道料の値下げ等はどのようになっているか。
- ⑥ 23年度決算認定，水道事業会計は約9,200万円の黒字となっているが，今後水道料金改定等考えているか。

(①吉田，②金浦，③北川，④新横島・緑町，⑤⑥大島 地区)

【回答】

水道料金については，今後の方向性を示すよう執行部に要望したことに対し，「給水収益の減少，老朽配水管の布設替えや施設の更新，耐震対策などの重要課題への取組強化が求められており，水道ビジョンを見直しする中で中長期的な視点で適正な料金体系の検討を行っていく」との回答が12月定例会でありました。

下水道料金について，現状の考え方について執行部に確認の結果，次のような回答を得ました。

市長は平成20年8月に笠岡市上下水道事業運営審議会へ下水道使用料の適正化について諮問し，同年11月には，翌21年4月から下水道使用料を引き上げることとする答申を得ました。しかしながら，答申書の附帯意見により，市長は経済情勢を鑑み改定を見送ることとし現在に至っています。

答申書の附帯意見を踏まえて経済情勢を考慮し，改定時期及び下水道使用料改定案を示すこととしたい，とのことでした。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.05

【御意見等の内容】

「下水道整備について」

下水道が関戸に来るのはいつになるのか。

(吉田 地区)

【回答】

今後の整備計画について執行部に確認の結果，次のような回答を得ました。

関戸の下水道整備は，笠岡市特定環境保全公共下水道事業により整備する計画です。

この事業は，平成 19 年度より事業に着手し，平成 23 年度一部供用開始しました。この事業による汚水は，矢掛の浄化センターにて処理するため，下流の甲弩・走出より整備しています。事業着手から 5 年が経過しましたので，市の財政状況・当初計画からの整備の進捗状況等を勘案して，整備期間の見直し作業をしています。長期事業であり，関戸は，二期工事部分となっています。これから 5 年ごとに事業の見直しをしていきますが，その時の財政・集落人口状態等不明であり，また，二期工事部分については，どのように整備していくか具体的な方向が決まっています。

このため，一期分の進捗を考慮しながら，今後検討していく予定です，とのことです。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.06

【御意見等の内容】

「耕作放棄地等について」

耕作放棄地，里山の荒廃にどう対処するか。市としてできることがあるのか。

(吉田 地区)

【回答】

今後の方針について執行部に確認の結果，次のような回答を得ました。

農家の高齢化，不在村地主の増加等により，耕作放棄地は増加の一途をたどっています。

耕作放棄地の解消とともに，新たな耕作放棄地の発生を少しでも食い止めていきたいと考えています。

しかしながら，耕作放棄地解消事業に関する国，県の補助事業は，平成 25 年度で完了予定であり，新たな補助制度を要望しながら事業を検討していきたいと考えています，とのことです。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.07

【御意見等の内容】

「道路照明・防犯灯について」

- ① 相生トンネルが暗い。
- ② 街路灯(防犯灯)の電気代や補修費の負担が大変である，市で負担していただきたい。
(40年前に120灯，1300戸あったが，世帯数も減少し町内会費も1,500円を2,000円に改定してきた。町内会決算も毎年△6万円～△7万円である。福山市は全て行政負担と聞いているが・・・)
- ③ 防犯灯でスポンサー付のものがあるが，スポンサーもなくなり放置され，消えているものが目に付く。町内会負担がこれ以上増すことは困難である。行政負担に改善してもらいたい。

(①金浦，②北木島，③笠岡 地区)

【回答】

- ① 平成24年度で上り車線，平成25年度で下り車線の電球を取り替える予定です。
- ② 防犯灯の新設，修繕については，笠岡市都市照明計画委員会において設置費等の補助をしています。具体的には新設の場合，設置費の40%を補助し，修繕の場合には修繕費の50%を補助しています。なお，補助申請の窓口は商工会議所になっています。

管球の取替については，笠岡市が岡山県電気工事工業組合に委託して管球の取替を実施しており，取替作業費については，市内全域について，笠岡市が負担しておりますので，防犯灯の管理者は蛍光管等を御準備頂くか，蛍光管等の実費(500円)を御準備のうえ電気工事事業者へ御依頼ください。

地区の事情もおありかと思いますが，笠岡市としても上記のとおり地区負担の軽減に努めておりますので，御理解と御協力をお願いいたします。(執行部への照会結果です。)

- ③ 通学路に設置しているスポンサー付きの防犯灯につきましては，学校と協議して笠岡市の管理とするよう考えていきたいと思っております。通学路以外でスポンサー付きの防犯灯につきましては，地区で協議して頂き，都市照明委員会での補助金を利用するなどの検討をして頂きたい。(執行部への照会結果です。)

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.08

【御意見等の内容】

「今立川堤防について」

今立川の堤防が畑となり危険に付き，県，市，ともに来訪し草花を植えないよう指導したにもかかわらず，改善されない。

市の職員によっても発言が違う（危険に付き禁止と草花くらいは良い）。職員に対ししっかりとした指導を望む。

(横江・美の浜 地区)

【回答】

執行部に対し確認の結果，次のような回答を得ました。

今立川の管理につきまして管理者である岡山県に確認しましたところ，今立川の堤防は，基本的には草花を植える等の耕作をすることは，堤防の安全性を欠くことにつながるため，花などを植えることはできませんとの回答をいただいています。

今後の指導につきましては，今立川は岡山県の管理であることから，県に指導の徹底をお願いします，とのことです。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.09

【御意見等の内容】

「家の建築規制について」

家の建築規制に付随した道路との関係について、自分の家では条例では敷地から4メートル空けねばならないとされている。空けた(引いた)土地については日にちが経ち其処に防護柵とかが造られて建築規制にそぐわない状態になってしまっているがそれを規制する条例はないか。

(城見 地区)

【回答】

現行の関係法による規制について執行部に照会の結果、次のような回答を得ました。
建築基準法における道路後退線であり、後退した部分は道路とみなします。主旨は、4メートルの道路幅員が、道路建築物、敷地について防火、避難、衛生及び通行の安全等のための最低限の基準としたものです。一挙に4メートルの幅員を確保させるのではなく、建築物の増改築等に際して幅員確保のための措置を建築主に行わせるものです。将来4メートルの幅員を確保するため、後退した敷地の部分には門、塀、擁壁等は設けることができません。設けた場合は、建築基準法違反となり、特定行政庁(笠岡市)は是正措置を命ずることができます。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.10

【御意見等の内容】

「住吉港の駐車料金について」

島に来るお客さんに対し，住吉港の駐車代金はどうかにならないのか。

駐車料金が島の観光への障害となっている。以前は 500 円が今は 800 円となっていて年々観光客が減少しているのになぜか。

(白石島 地区)

【回答】

料金値上げの経緯と駐車場の適正管理の考え方について，執行部確認の結果，次のような回答を得ました。。

夏季有料期間の駐車料金については，平成 24 年度から 800 円に値上げをさせていただいています。その理由としては，この期間は駐車場を適正に管理するために管理人ボックスを設置していますが，それに関して各種経費がかかっており，以前の駐車料金 500 円では経費を賄えないため，平成 24 年度から値上げをさせていただきました。ご理解のほどよろしく申し上げます，とのことです。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.11

【御意見等の内容】

「有害鳥獣対策について」

- ① 有害鳥獣において，島の被害も大きい。どうにかならないか？
- ② 有害鳥獣のヌートリアであるが，死んでいても1万円の料金となるのか。

(①白石島，②陶山 地区)

【回答】

執行部に対し，補助制度の内容，対象となる鳥獣等について照会の結果，次のような回答を得ました。

有害鳥獣の捕獲については，岡山県井笠地区猟友会笠岡分会に依頼し，毎年その駆除を行っています。

また，ヌートリア捕獲に対する1万円の補助はありません。

駆除有害鳥獣に対する直接の補助は，駆除期間（平成24年度からは，7月～9月）のイノシシ1頭につき，8,000円（県補助4,000円，市補助4,000円）のみで，その他ヌートリア・カラス等の駆除については，猟友会が駆除者に対し，1匹あたり，500円～1,000円（ヌートリアの場合は1,000円）を支払っています。これらの補助として，笠岡市は有害鳥獣捕獲奨励金を支出しています。

また，有害鳥獣被害防止対策事業補助金制度（平成22年度から実施）は，自らの田・畑に，トタンや電気柵を設置した場合に，原材料費の約2分の1を補助しています。年間，10数人の方が補助制度を利用されています。

白石島については，鳥獣保護区に指定されており，鳥の捕獲はできないものとなっています。しかし，農作物被害もあることから，今後，関係機関とも協議を進めてまいります，とのことでした。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.12

【御意見等の内容】

「草刈り等について」

- ① 高齢化で市道の草刈り等大変である。行政でお願いしたい。
- ② ふれあいパークは高齢化が進み，ボランティアも少なくなってきて笠岡市の方へ依頼し調査には来たが以降何もしていない。1年間は地元で草刈り等はしているが観光客も減り，市としてしっかり対応願いたい。

(①北木島，②真鍋島 地区)

【回答】

高齢化による地域での草刈り等については，各地域で今後の課題として増えてくると考えられ，地域の実情に合わせた対応が求められます。一方，地域で協力してボランティアでされている場合と，されておらず行政で対応している場合とで不公平感があることも事実です。執行部に対し，これまでの各地での対応と，今後の方針について照会の結果，次のような回答を得ました。

- ① 笠岡市では従来より，幹線道路については市が草刈りをしていますが，その他道路については，地元でお願いしております。高齢化などにより地元での対応が課題となっておりますが，皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。
- ② ふれあいパークについては，平成25年度よりシルバー人材センターに委託して年3回の草刈りと草取りを行う予定としております。また，トイレの掃除・花壇の手入れも行う予定です。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.13

【御意見等の内容】

「企業立地について」

近隣市町村と比較して企業誘致の力量がないと思われる。動いているのか。また，誘致案があっても，規制が色々な部署で確認していかなければならない。一つの部署で全ての相談や手続きが図れるようにしてもらいたい。企業誘致の条例がある市町村もあるように聞いている。

(北川 地区)

【回答】

企業誘致においては様々な補助制度を設けていますが，立地が進んでいない面もあるのは承知しています。笠岡市の最重要課題として定住促進に取り組んでいる中，「働く場所の確保」についての事業も進めており，線引き廃止後，徐々にではありますが開発が進んでいます。

執行部に対し，御指摘のあったワンストップ窓口についての考え方について，また，企業誘致の条例についての情報を照会の結果，次のような回答を得ました。

企業誘致につきましては，御意見にもございますように都市計画法や農地法など様々な法律や規則等がございます。企業進出を検討される場合には，これら法律等は市民の方々には分かりづらく戸惑われることが多々あることと思います。このため，市役所の企業誘致の窓口は「建設産業部 経済観光活性課」が総合窓口となって対応することとしています。

また，企業誘致の条例等としましては，笠岡市企業立地促進奨励金交付要綱，笠岡市物流施設誘致促進奨励金交付要綱，笠岡市新設工場等設置奨励金交付要綱，笠岡市新設土地造成促進奨励金交付要綱などの優遇制度を設けております。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.14

【御意見等の内容】

「縁日の通行車両について」

大仙様の日は，道路に車・単車が入ると危険である。

(新横島・緑町 地区)

【回答】

執行部から関係機関に対し要望するよう依頼の結果，次のような回答を得ました。

おかげ市は，商店街，商工会議所，笠岡市の3者で組織しています「ドラマチックかさおかネットワーク委員会」におきまして協議を行い，大仙院の縁日（旧暦の24日）におかげ市を実施し，商店街の活性化に取り組んでいます。以前は，おかげ市の開催日には商店街の道路の交通規制を実施していましたが，商店へ車での来客があるため，現在は交通規制を行わず実施をしている状況です。頂戴したご意見をネットワーク委員会で協議し，方向を決定したいと考えております。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.15

【御意見等の内容】

「隅田川架橋事業について」

隅田川の1億5,000万円とは、どこの、どのような工事なのか。

(陶山 地区)

【回答】

西の浜地区の架橋であり、現在は4トン以下の車両しか通行できないが、これから相応の重量に耐えられるよう、架橋の更新でトータル約7億円を予定しているうちの、歩道部分も新設する工事費です。

今後3年間の工事計画について執行部に確認の結果、次のような回答を得ました。

1. 工事名 笠岡 159 号西ノ浜新田西ノ浜線（隅田川 1 号橋）工事
2. 工事期間 平成 24 年 12 月～平成 27 年 6 月
3. 工事計画
 - ①下部工事（橋台・橋脚，護岸）

工事内容 仮設架台工事，現橋撤去工事，橋台・橋脚工事，護岸工事

工事期間 平成 24 年 12 月～平成 26 年 10 月
 - ②上部工事（主桁架設及び高欄等）

工事内容 コンクリート桁製作工事，架設工事（高欄工含む）

工事期間 平成 26 年 3 月～平成 27 年 1 月
 - ③道路工事（舗装及び取合道路）

工事内容 舗装工事，取合い道路改良工事

工事期間 平成 27 年 1 月～平成 27 年 6 月

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.16

【御意見等の内容】

「養殖場について」

漁が減り，漁師も減少している高島は北面に小島が多くあり養殖に最適である。漁の養殖場に考えてほしい。

(高島 地区)

【回答】

漁獲高は減少傾向にあるものの，市では昨年度から専門の水産技術士を雇用し水産資源の維持に努めています。養殖場にするには岡山県や漁連等との兼合いもありますので，市としてどこまで関与できるのか執行部に照会の結果，次のような回答を得ました。

笠岡市における漁業については，漁獲高は毎年減少傾向にあります。

また，漁業者の高齢化，後継者不足，さらには，燃油代や資材費の高騰により，その経営は厳しいものがあります。

現在，海洋牧場による水産資源の増殖を行い，養殖では，六島・真鍋島でのフグ養殖，白石島・高島でのノリ養殖，高島・北木島でのカキ養殖が行われています。

現段階では，高島北面における養殖漁業の計画はないものの，それを具体化するならば，漁種の選定，水質検査など事前の調整も必要で，また，法的な研究や資金面での課題解決があるため，漁業者，漁協，県漁連，岡山県など関係機関とも協議・検討を進めていきたいと考えております。

意見，要望，提言等整理票

(建設産業委員会) No.17

【御意見等の内容】

「笠岡のPRについて」

山陽高速道，笠岡インターチェンジを岡山県内で知らない人がいる。国道184号線も井原で途切れている。笠岡としてアクセスが悪い。笠岡湾干拓地も完成した。もっと笠岡をPRしては。

(大井 地区)

【回答】

昔は笠岡に小田県庁があり，歴史・文化も栄えていた町であり干拓地もでき上がりました。

市では，ホームページのリニューアルやシティセールス事業などにより広報を強化していますが，PRが足りない面はあると思います。あらゆる手段で笠岡の魅力を市内外へ発信できるよう，議会でも検討していきたいと思っています。

意見, 要望, 提言等整理票

(建設産業委員会) No.18

【御意見等の内容】

「干拓の農業用水について」

干拓地の農業用水はどのようになっているのか。

(大井 地区)

【回答】

干拓地の農業用水は笠岡湾干拓土地改良区（以下「改良区」という。）の所管となっています。

高梁川の取水地点である船穂場水機場から金崎分水工までは、農業用水・工業用水・上水道水の共用導水路として公営企業者である岡山県が管理しており、毎年度改良区は岡山県公営企業管理者へ施設等の運営や点検業務の委託を行っています。

改良区は共用施設の維持管理や工事にかかる特別管理業務として毎年約 330 万円、導水にかかる通常運転操作や点検等にかかる一般管理業務として用水使用量 1 立法メートルあたり 4 円の金額を支払われているところです。

干拓地の農業用水は、10 分の 1 確率の渇水年を基準に畑地かんがい等の用水を確保しており、年間取水量は最大 1,830 万立方メートル、1 日当たり最大取水量は、4 月 1 日から 6 月 30 日までが毎秒 0.962 立方メートル、7 月 1 日から 10 月 31 日までが毎秒 1.154 立方メートル、11 月 1 日から 3 月 31 日までが毎秒 0.635 立方メートルとなっています。

また、使用実績は平成 21 年度が 99 万立方メートル、平成 22 年度が 113 万立方メートル、平成 23 年度が 93 万立方メートルとなっています。（執行部への照会結果です。）

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.01

【御意見等の内容】

「決算議案等の審査 について」
執行部からの決算など提出された議案に反対もせず，そのまま受け入れるのはおかしい。

(神島 地区)

【回答】

予算決算委員会において，厳格に審査し，また，認定に当たっては，要望事項を付して議決しております。今後とも，市議会に課せられた責務を自覚し，使命を果たして参ります。

(議会運営委員会) No.02

【御意見等の内容】

「請願の採決方法 について」
3月定例会での環境福祉委員会で，瀬戸地区への建設反対委員がいるのに継続審議から採決したのはなぜか。

(神島 地区)

【回答】

委員会では継続審議から確認します。審議会の所定のルールに従って委員長が採択したまでであり，その方法に問題はありませんでした。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.03

【御意見等の内容】

「まちづくり協議会への議会の関わり について」
まちづくり協議会の取組に議会も関心をもって関わってほしい。

(神島 地区)

【回答】

議員それぞれの立場で関わっているところであり，また，一般質問でも取り上げられています。議会としてこれからも，まちづくり協議会の動向を注視していく考えです。

(議会運営委員会) No.04

【御意見等の内容】

「議会報告会の班編成 について」
今後の議会報告会では，メンバーや班が替わるのか。同じ班，議員に続けて島の事を理解してもらいたい。

(六島 地区)

【回答】

メンバーは固定しませんが，全員で同じ情報を共有して参ります。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.05

【御意見等の内容】

「行政視察 について」

議員は視察に行くが視察はどう活かされているのか。市民はソフト面よりもハード面を望んでいる。企業誘致等。

(飛島 地区)

【回答】

先進地の情報を活かせるよう努力しています。今後とも，市民生活向上のため努力して参ります。

(議会運営委員会) No.06

【御意見等の内容】

「『地域担当議員』 について」

まちづくりで地域担当職員がいるが，地域担当議員も考えてほしい。

(飛島 地区)

【回答】

今は考えておりません。議会全体としてしっかり御意見を聞かせていただきます。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.07

【御意見等の内容】

「議会費予算 について」

市政ごとに経費削減が話題になるが，議会で削減できるものはないのか。

(吉田 地区)

【回答】

議会としても無駄なく有意義に予算を使っていきたいと考えています。

(議会運営委員会) No.08

【御意見等の内容】

「議会の仕組 について」

行政執行権は市長にあり，議会はそれを議決するだけと思っていたが，議会側が議会として議案上程できるのか？

議会が立案議決されたとしても，時期として既に予算は執行されているので，次の補正予算か，次年度の予算にしか組み入れられないのではないのか。

(城見 地区)

【回答】

議会は議案を上程することができます。議案には，執行部から上程され，議会審査されるものと，委員会又は議員など，議会側から上程されるものがあります。

予算を提出する権限は市長にあり，これを侵すことはできませんが，中身について，議会の意思を反映していないものについては，議員過半数をもって否決することができます。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.09

【御意見等の内容】

「議会報告会 について」

報告会について，個人的には議会の内容を知ると言う意味でこの催しは素晴らしい。

(城見 地区)

【回答】

ありがとうございます。今後とも市民の皆様方の信託に応えるべく努力して参ります。

(議会運営委員会) No.10

【御意見等の内容】

「議会の情報公開 について」

- ・ 「開かれた議会」の具体的な内容は何か。
- ・ 報告会は年に一度でいつ行うのか。

(白石島 地区)

【回答】

情報公開の推進のため，ケーブルTVによる録画中継，インターネットによる動画配信，議会に関する冊子を公民館内に備え置いていただくなどしています。また，休日に本会議を開くことにより，少しでも多くの市民に会議を傍聴していただくよう努めております。，傍聴者の数は年間延べにして150人位いらっしゃいます。

報告会は，原則として6月定例会の後に行う予定としています。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.11

【御意見等の内容】

「報告会での分かりやすい説明等 について」

- ・ 報告会の表現が堅過ぎて分かりにくい。
- ・ 報告会の告知を当日市の広報車で行ったらどうか。

(番町 地区)

【回答】

議会から発信するときの表現につきましては，できるだけ分かりやすいものとするよう努めて参ります。

報告会の初年度となった平成 24 年については，まちづくり協議会単位での開催であったため，地区によっては，独自に工夫を凝らして広報していただいた所もありました。どのような広報がより効果的であるか，議会として今後検討してまいります。

(議会運営委員会) No.12

【御意見等の内容】

「要望事項に対する達成状況 について」

- ・ この度の報告会を評価する。
- ・ 各分科会の執行部に対する要望事項について，要望の後，執行部の達成状況はどうか。

(新山 地区)

【回答】

分科会の要望事項について，その後の市側の対応をチェックしていますが，未完了のものもありますので，区切りをつける必要もあり，2年間のうちに完了するよう要請しているところです。なおかつ未完了のものについては，一般施策の中で行い，その結果の報告を受けることになっています。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.13

【御意見等の内容】

「議会からの提言立案 について」

議会としての提言立案はされているのか、また、実際に施策に反映しているものはあるのか。

(新山 地区)

【回答】

あります。例えば「迷惑防止条例」などを制定しています。この報告会などを通じ、市民の皆様から直接いただいた意見を取り入れ、協議し議会として提言して参ります。

(議会運営委員会) No.14

【御意見等の内容】

「市民との対話の機会等 について」

- ・ 市政を理解するためにもこのような機会をもっと作って欲しい。
- ・ 議会として今執行部になされている提言を絶やさず続けて欲しい。
- ・ 市税増収のためにも、企業誘致など大きなビジョンを議員で協議して議会として提言すべきだ。
- ・ 子供たちに市についての認識と希望を与えるためにも分かり易いビジョン提言をして欲しい。
- ・ 行政視察もよいが、むしろ笠岡市を国内にアピールするために活動すべきだ。

(新山 地区)

【回答】

今後、このような報告会を通じ市民の生の意見や提案を取り入れ議会で協議し、提案していきたいと考えます。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.15

【御意見等の内容】

「議員個人の報告会 について」

議員個人としての議会報告会のようなものをしてらどうか。

(北木島 地区)

【回答】

- ・ 議員個人の活動でありますので議会として全員に強制は困難なところです。
- ・ 議会だより（個人だより）を年4回配付している議員もいます。また，会派や個人で議会報告会のようなものを実施されている場合もあります。

(議会運営委員会) No.16

【御意見等の内容】

「議員定数 について」

- ・ 議員定数を削減すべきではないか。
- ・ 議員を適正な人数にすべき。
- ・ 議員定数 22 名は多すぎる。

(笠岡，北木島，陶山 地区)

【回答】

- ・ 民意を受けながら平成 24 年の改選時に 2 名を削減しました。
- ・ 一方では，議員の数が少ないと地域住民の意見・要望等民意が反映されなくなる虞があります。また，ある程度の議員数で色々な方面から事業等に目を付けて行けば，議員削減費より大きな効果があるとも思われます。さらに，諸々の項目を検討していく上で，ある程度的人员が必要であるとも思われます。
- ・ 平成 24 年に議会・行政改革特別委員会を設置して，常に社会情勢を見ながら，あるべき定数について検討しています。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.17

【御意見等の内容】

「議員の不祥事 について」

報道で議員の不祥事事件を聞くが、なぜ辞任させることができないのか、また、市民の陳情等で問題提起できないのか。

(北川 地区)

【回答】

- ・ 現状は刑法・民法で裁かれます。議会としては本人に辞職勧告はできますが強制権を持っておりません。
- ・ この度政治倫理条例も制定しました。その中には、市民 100 人以上での申立てや議員数名による申立てを議長に提出できるようになっています。
- ・ 今回のような意見交換会の場でもよろしいですし、議会事務局へ電話・通知文・インターネット等でもお受けしています。

(議会運営委員会) No.18

【御意見等の内容】

「要望事項に対する達成状況 について」

予算決算に対する議会からの執行部に提出する要望事項について、要望時に数値目標や達成期限を付け、縛りを入れるべき。

(北川 地区)

【回答】

- ・ 笠岡市議会では、平成 18 年度から、このような取組を始めました。また、定例議会では要望事項の進捗状況を確認しながら意見具申しているところでもあります。水道事業等についても長年申してきた内容でもあります。
- ・ 要望事項に可能な限り数値・期限を入れるべきとの御意見を参考にさせていただきます。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.19

【御意見等の内容】

「議会基本条例の制定理由 について」
この度の基本条例を制定した理由は。

(笠岡 地区)

【回答】

今まで以上に市民にとって身近な議会となり，信託に応え，笠岡市の福祉向上を目指すものです。

他市町村議会でも数年前からこのような条例を制定しておりますし，議会の流れでもあります。色々な条文はありますが，当たり前のことを明確に条文化し，市民と約束した内容と御理解ください。

(議会運営委員会) No.20

【御意見等の内容】

- 「議会基本条例 について」
- ・ 議会基本条例は今までなかったのか。
 - ・ 今まではどうしていたのか。

(白石島 地区)

【回答】

県内の市議会では，井原市，新見市に続き制定したものです。制定の理由については，今まで自治法に従って内規で行動していましたが市民に分かりにくく，この度分かり易くするため明確に条例化したものです。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.21

【御意見等の内容】

「法務機能 について」
法務機能の強化とは。

(笠岡，陶山 地区)

【回答】

条例等の作成に当たっては専門的な知識が必要ですが，議会事務局職員も熟知しているとは言えませんので，執行部で専門知識を有している者を共有で使っていききたいといったことでもあります。

(議会運営委員会) No.22

【御意見等の内容】

「議会報告会の開催理由 について」
報告会を開く理由は。

(笠岡 地区)

【回答】

議決の説明責任を果たす場や今日のように市民の皆さんから生の声を聞きながら，議会や市政に反映していきたいと思っておりますし，来年もそのような機会を考えております。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.23

【御意見等の内容】

「議会報告会 について」

このような報告会ですが，市民は先ずは聞くことからスタートだと思いますし，私は今後も聞きに来る予定です。

議会には継続してもらいたいし，報告会開催の発信・通知については色々な手段をとってもらいたい。

(笠岡 地区)

【回答】

貴重な御意見として承ります。

(議会運営委員会) No.24

【御意見等の内容】

「議員活動 について」

議員活動は日頃から行なうべき。

(笠岡 地区)

【回答】

個人や会派で実施しておりますが，あらためて議員全員へは伝えておきます。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.25

【御意見等の内容】

「住民要望への対応 について」

議員等要望・陳情を受けたら迅速に動いていただきたい。動いてくれた議員もいた。

(新横島・緑町 地区)

【回答】

全議員に伝えてはおきます。

(議会運営委員会) No.26

【御意見等の内容】

「議員提出による条例 について」

議会基本条例以外に議会として条例化したものはあるのか。

(陶山 地区)

【回答】

自治基本条例は市と協議しながら作ったものです。

その他は，内部規約として議会規則がある程度です。

今後は，このような議会報告会や議員間討議で必要と判断したものを条例化に向けて推進していきたいと考えます。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.27

【御意見等の内容】

「反問権 について」

反問権とは。

(陶山 地区)

【回答】

議員がどういった思いで質問しているのか，議員自身の考えを聞く，といったようなものです。

(議会運営委員会) No.28

【御意見等の内容】

「議会費の補正額 について」

9月の議会だよりに，議会費として16万円の追加予算があるが何か。

(陶山 地区)

【回答】

この度の議会報告会の資料代や島しょ部の交通費及び会場使用料等です。

意見, 要望, 提言等整理票

(議会運営委員会) No.29

【御意見等の内容】

「予算・決算要望後の点検 について」

予算・決算要望事項であるが, 要望しっぱなしで終えないようにしていただきたい。

(陶山 地区)

【回答】

笠岡市議会では, 先進的な取組として, 平成 18 年度から予算・決算委員会で事業予算・決算を協議することを始めました。

また, 定例議会では要望事項の進捗状況を確認しながら意見具申しているところであり, 水道事業等についても長年申してきた内容でもあります。引き続きチェック強化をしていきます。

(議会運営委員会) No.30

【御意見等の内容】

「議員の資質 について」

議会の質問等で「え～」, 「あの～」等資質に疑いを持つ議員がいます。資質を上げるべき。

(陶山 地区)

【回答】

議員全員に連絡します。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.31

【御意見等の内容】

「市民意見の把握 について」

議会に説明しないで，もの事が進んでいるケースがある。執行部ももっと市民意見を把握して実施すべき。

(陶山 地区)

【回答】

このような意見をいただくことも，この報告会の趣旨でもありますし，議会としても執行部に対して事前説明を行なうよう，再要請しているところです。

(議会運営委員会) No.32

【御意見等の内容】

「正副議長の任期 について」

議長・副議長の任期は4年とすべき。

(陶山 地区)

【回答】

議会への御意見として承っておきます。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.33

【御意見等の内容】

「議員と市長との関係 について」

市長選等議員が応援すると，市長に対し諸意見等言い難くなるのではないか。

(神島外浦 地区)

【回答】

二元代表制を自覚し活動していますので，そういうことは原則ありません。

(議会運営委員会) No.34

【御意見等の内容】

「一般質問途中での休憩 について」

議会中の一般質問の放映をみるが，個人の質問途中で休憩が入るが通してやらないのか。

(神島外浦 地区)

【回答】

生理現象等トイレ休憩も必要ですので，午前中1回，午後も長時間となれば2回程度休憩をとっています。

意見，要望，提言等整理票

(議会運営委員会) No.35

【御意見等の内容】

「議員定数 について」

笠岡の人口は減少している中，まちづくり協議会がスタートし各地区の意見，要望は反映できるので議員定数を減らしてもよいのでは。

(高島 地区)

【回答】

- ・ 民意を受けながら平成 24 年の改選時に 2 名を削減しました。
- ・ 一方では，議員の数が少ないと地域住民の意見・要望等民意が反映されなくなる虞があります。また，ある程度の議員数で色々な方面から事業等に目を付けて行けば，議員削減費より大きな効果があるとも思われます。さらに，諸々の項目を検討していく上で，ある程度の人員が必要であるとも思われます。
- ・ 平成 24 年に議会・行政改革特別委員会を設置して，常に社会情勢を見ながら，あるべき定数について検討しています。

(議会運営委員会) No.36

【御意見等の内容】

「議会報告会の開催頻度 について」

議会報告会は今後どの程度実施するのか。

(大井 地区)

【回答】

定例会ごとの開催は難しいので，年 1 回程度を考えています。

意見, 要望, 提言等整理票

(議会運営委員会) No.37

【御意見等の内容】

「政治倫理について」

笠岡市議会議員政治倫理条例があるが、第 6 条に政治倫理基準に反する疑いがあるとき、また、3 条 2 項は市民に対して政治倫理基準に反する働きかけを行ってはならないとあるが、どういうことか。

(大井 地区)

【回答】

市民から議会へ倫理基準に反する疑いが認められる資料を添えて審議請求でき、請求があったときは、笠岡市議会政治倫理審議会を設置することとなっています。

また、第 3 条第 2 項では、市民の側からも、議員に対し、政治倫理基準に反するような働きかけを行ってはならないこととしています。

(議会運営委員会) No.38

【御意見等の内容】

「反問権の行使 について」

執行部に一問一答の中で議員に対し反問権が与えられているが、今まで行使されたことがあるか。

(大井 地区)

【回答】

今まではありませんでした。

意見, 要望, 提言等整理票

(議会運営委員会) No.39

【御意見等の内容】

「まちづくり交付金に対する監視及び評価 について」
まちづくり協議会が 24 地区でスタートしたが, 各地区毎に事業費用も異なっている。
費用対効果を明確にして, チェック機能を果たしていただきたい。

(大井 地区)

【回答】

議会でしっかりチェック機能を果たして参ります。